

第5節 市民の方からの相談への対応

新型コロナウイルス感染症への対応では、そのまん延の防止を図る観点からも、感染が疑われる場合等における相談への対応が必要となりました。また、暮らしや社会経済活動における影響も大きく、そのことに伴う相談や支援が必要となることも考えられました。

一方で、感染症の流行や感染対策の実施に伴い、それまでに実施していた相談・支援・早期発見のための対応の継続が難しくなることや、支援を必要とする方が相談を躊躇してしまう可能性等が懸念されました。

こうしたことを踏まえて、相談等の機会の維持(継続)・確保や、その周知等に関する取組を行いました。

1 新型コロナウイルス感染症への対応の振り返り

(1) 感染時の症状等に関する相談への対応

<「中間まとめ」の内容>

【感染時の医療提供等】【感染症に関する情報の発信】

令和2年2月20日	介護予防事業委託先等に「新型コロナウイルス感染症に関する帰国者・接触者相談センターの設置について」情報提供
令和2年2月21日	市立学校園、市立・私立保育施設の保護者向けに「新型コロナウイルス感染症に関する帰国者・接触者相談センターの設置について」の周知
令和2年2月27日	市内広報掲示板、男女共同参画センター、あしや温泉施設内、富田碎花旧居施設内に「帰国者・接触者相談センターの設置」等を掲示
令和2年3月3日	市内広報掲示板に「帰国者・接触者相談センターの新電話番号」等を掲示
令和2年3月6日	帰国者・接触者相談センターの新電話番号周知ビラを指定管理及び市営住宅等掲示板に掲示

【感染時の医療提供等】

- 感染時の体調・症状に関する相談については、県の相談窓口(帰国者・接触者相談センターや24時間対応コールセンター等)が設置され、対応が図られました。本市においては、市長メッセージや広報紙等において、県の相談窓口の周知に取り組みました。

市民の皆さまへ

市長メッセージ

県の基本的対処方針の見直しが行われ、症状が軽く重症化リスクの低い方を対象とした、自己検査や自主療養に係る取組を進めることとされました。本市においても、自己検査のための抗原検査キットの配布について、県と連携して取り組んでいくことといたしました。これらにより、医療を必要とする重症化リスクのある方が適切な医療サービスを受けられるよう進めてまいります。

なお、自主療養者におかれても症状が悪化した際はためらうことなく、事前に連絡の上、発熱診療・検査医療機関を受診してください。また、症状があって受診を迷う場合や不安がある場合は、県の新型コロナ健康相談コールセンター(Tel. 078-362-9980)等の各種相談センターに相談をしてください。

＊ 周知の例(令和4年8月8日付け市長メッセージ(抜粋))

- 一方では、国内の状況として、帰国者・接触者相談センター等の業務を担う保健所で感染拡大とともに大きな業務負荷が発生し、積極的疫学調査や情報管理などの感染拡大防止に係る対策が十分に実施できない地域などが散見されました(参考:★87)。

(2) 生活上の困りごとに関する相談への対応

＜「中間まとめ」の内容＞

【感染対策等による影響への対応(経済的支援(個人)・(心理的影響・その他))】

■ 相談窓口(総合相談窓口)

家計や仕事、住まい、生活上の困りごとの相談窓口として、専門の相談員が相談に応じ支援するもの

【委託先】 芦屋市社会福祉協議会

【相談件数】 815件(令和2年6月末時点新規相談者数)

【相談内容内訳】 経済的問題について 793 件

その他(生活全般、健康について等) 25件

■ 市民からの問い合わせ、意見、要望等

お困りです課では、窓口、電話、ホームページの問い合わせフォーム等を通じて、市民からの問い合わせや、意見・要望等を受け付けているが、新型コロナウイルス感染症に関連する問い合わせ等の件数は、2月が19件(最初の受付は2月4日)、3月が88件、4月が384件、5月が232件、6月が120件であった。また、1日における受付件数が最も多かったのは、4月6日の80件であった。

内容については、2月から4月までは芦屋市立学校園に関する内容、また、国、県、市の施策への意見・要望等が多く寄せられた。5月以降は、10万円の特別定額給付金や、生活全般に関することについて多く寄せられた。

■ 電話相談窓口の周知

新型コロナウイルス感染拡大防止のための外出自粛下における市民の日常の生活相談等について、既存の対面による相談から予約制や電話相談等への切替えを推進するため「電話相談窓口一覧」を改めて作成し、「特別定額給付金」の案内や「給付金の詐欺」の注意喚起に関するチラシとともに全戸配布を行うとともに、市内12か所の各郵便局と市内3か所のコープこうべの各店舗に配架した。

■ 福祉活動者への感染防止対策

地域において福祉活動を行っている民生委員・児童委員等へ感染防止のために必要なマ

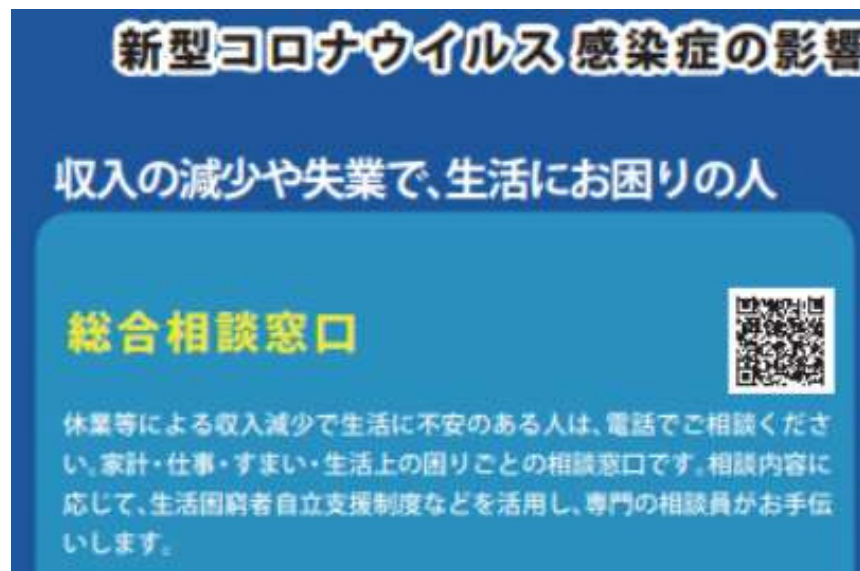
スク等の配布を5月から開始し、日々の活動の支援を行った。

【感染対策等による影響への対応(経済的支援(個人))・(心理的影響・その他)】

- 本市では、新型コロナウイルス感染症が流行する前から「総合相談窓口」を設置しており、家計や仕事、すまい、生活上の困りごと等の相談を受け付けるとともに、その内容に応じて生活困窮者自立支援制度^(※3.5.1)などを活用しながら、相談員が相談に応じてきました。

※3.5.1 経済的にお困りの方や、「働きたくても働けない、将来が不安」など、生活全般にわたる困りごとの解決に向けて支援をする制度

「中間まとめ」のとおり、この総合相談窓口において、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う休業等による収入の減少、それによる生活の不安等の相談についても対応を行うとともに、その周知にも取り組みました。



＊「広報あしや」令和2年5月号における周知

市民の皆さまへ

市長メッセージ

新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数は、10月の前半にかけて減少傾向にありましたが、その後は増加傾向が続いており、この冬には流行の第8波や、インフルエンザの同時流行も懸念されます。

兵庫県による発熱外来の体制強化も図られたところですが、医療ひっ迫による保健医療や社会経済活動への影響を抑制するためにも、市民の皆さまにおかれましては、今冬の流行に備えた取り組みをお願いいたします。

～(中略)～

あわせて、水分補給やバランスの良い食事、適度な運動、十分な睡眠等により、心身の健康づくりに取り組むことも大切です。

芦屋市では、日常の健康づくりに関する講座や相談窓口など、市民の皆さまの健康づくりなどに役立つ取組も実施していますので、ぜひご活用ください。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響による経済的な理由により、食料品の確保が困難な場合など、生活上の困りごとのある方は市の総合相談窓口（０７９ ７－３１－０６８１）にご相談ください。

＊ 市長メッセージ(令和4年11月22日付け)における周知(抜粋)

総合相談窓口における相談件数				
相談内容	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
介護保険・福祉制度	88	26	30	25
生活(衣食住の欠如等)	39	21	7	168
経済、法律問題(多重債務等)	89	1,838	1,125	179
家族との関係(DV・虐待等)	19	248	12	9
健康(疾病、障がい等)・病院	38	17	19	37
メンタルヘルス(こころ、依存症等)	15	8	6	16
介護予防	5	0	0	6
就労	23	11	6	22
役所の手続	9	2	12	6
社会的孤立	10	4	0	4
不安・話し相手	13	23	9	8
その他	39	33	67	50
合計	387	2,231	1,293	530

- 民生委員・児童委員の皆さまには、感染症が流行するなかにおいても、地域の見守り活動を通じた早期発見・対応や、相談への対応などをいただきました。市からはマスク・消毒液を配布し、日々の活動の支援に取り組みました。

民生委員・児童委員の活動状況①				
内容別相談・支援件数	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
在宅福祉	82	113	111	178
介護保険	25	43	45	96
健康・保健医療	11	75	61	87
子育て・母子保健	31	23	38	36
子どもの地域生活	207	243	269	226
子どもの教育・学校生活	76	39	58	32
生活費	7	8	6	9

年金・保険	3	7	7	8
仕事	3	9	1	2
家族関係	49	39	52	58
住居	19	9	17	27
生活環境	84	106	92	83
日常的な支援	269	344	299	331
その他	584	484	859	804
合計	1,450	1,541	1,915	1,977

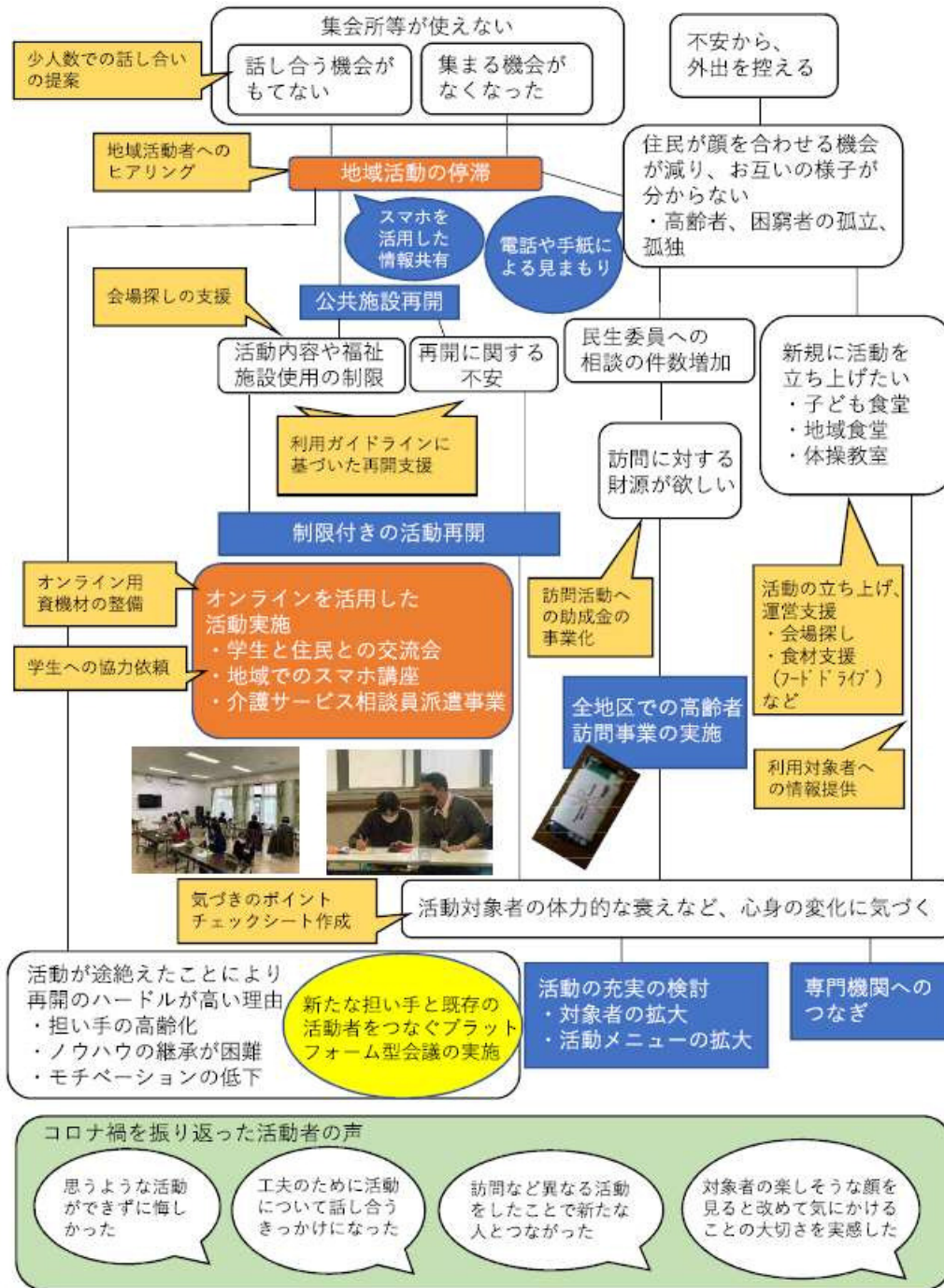
民生委員・児童委員の活動状況②				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
その他の活動件数(件)				
調査・実態把握	620	605	784	1,238
行事・事業・会議への参加協力	4,502	2,499	2,854	4,153
地域福祉活動・自主活動	7,782	6,989	7,203	7,572
民児協運営・研修	2,211	1,270	1,555	1,990
証明事務	60	111	65	87
要保護児童の発見の通告・仲介	10	11	10	7
訪問回数(回)				
訪問・連絡活動	8,127	7,727	8,936	10,520
その他	22,011	14,291	20,827	14,367
連絡調整回数(回)				
委員相互	8,131	8,134	8,567	8,586
その他の関係機関	2,739	2,752	3,198	3,445
活動日数(日)	16,400	14,308	15,631	16,407

- 新型コロナウイルス感染症の流行下における地域活動の経過については、市の「地域福祉推進協議会」の資料のなかで整理をしています。

このなかでは、新型コロナウイルス感染症の地域活動への影響として、流行に伴って途絶えた活動を再開することのハードルが高くなってしまったという点を整理しており、その要因として次のような点を整理しています。

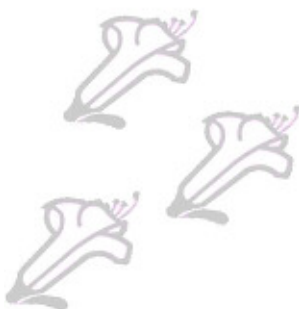
- ・ 担い手が高齢化している
- ・ ノウハウの継承が困難である
- ・ モチベーションが低下した

そして、こうした点への対応として、新たな担い手と既存の活動者をつなぐプラットフォーム型会議の実施をあげています。



＊「コロナ禍での地域活動の経過」

(令和4年度第2回 地域福祉推進協議会資料より)



(3) DVや児童虐待、子育てに関する相談等への対応

<「中間まとめ」の内容>

【感染対策等による影響への対応(心理的影響・その他)】

■ DV相談

新型コロナウイルス感染症に伴う生活不安やストレスなどにより、DV(配偶者等からの暴力)の増加や深刻化が懸念されることから、ホームページの新型コロナウイルス感染症特設サイトから芦屋市DV相談室(芦屋市配偶者暴力相談支援センター)のページを閲覧できるようにするとともに、24時間、電話やメールで相談ができる内閣府の事業「DV相談+(プラス)」の周知に努めた。

芦屋市DV相談室の4月以降の相談件数は、前年度に比べて増加しているが、そのほとんどは特別定額給付金のDV申出に係るもので、感染症拡大防止のための外出自粛等に起因すると思われる相談はほとんどなかった。

■ 育児家庭支援

新型コロナウイルス感染拡大の状況のなか、子育てや育児に不安を抱える保護者への支援として、24時間LINE等で育児相談ができるサイト「まちの赤ちゃん保健室」の紹介や、外出自粛に伴い子育て親子のつどいのひろば「むくむく」を休止したことから、SNSを活用した手遊び動画の配信や、『おうちで「むくむく」』としてひろばそのものをオンラインで実施する取組を開始した。自宅に居ながら「むくむく」に参加し、他の保護者との交流や情報交換の場として好評を得たこともあり、今後、テーマごとの「子育てセミナー」など個別のニーズに合わせた内容の実施を検討しているところである。

「中間まとめ」のとおり、新型コロナウイルス感染症に伴う生活不安やストレス等は、DV(配偶者等からの暴力)や児童虐待、不登校等の増加・深刻化の一因となることが懸念されました。そこで、感染症流行下においても相談体制を維持することや、相談窓口の積極的な周知等が重要となりました。

【感染対策等による影響への対応(心理的影響・その他)】

- DVへの対応については、新型コロナウイルス感染症が流行したことで活動が制限されました。そこで、電話のほかメールやチャットでの相談ができる内閣府の事業「DV相談+(プラス)」の周知を図るとともに、市ホームページの新型コロナウイルス感染症特設サイトから、芦屋市DV相談室(芦屋市配偶者暴力相談支援センター)のページを閲覧できるようにして、相談窓口の一層の周知を図りました。また、芦屋警察署と連携し、被害者支援に取り組みました。

DV相談の件数			
令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
185件	228件	196件	244件

令和元年度から令和4年度におけるDV相談の件数は前頁の表のとおりであり、令和2年度と令和4年度に増加がみられます。

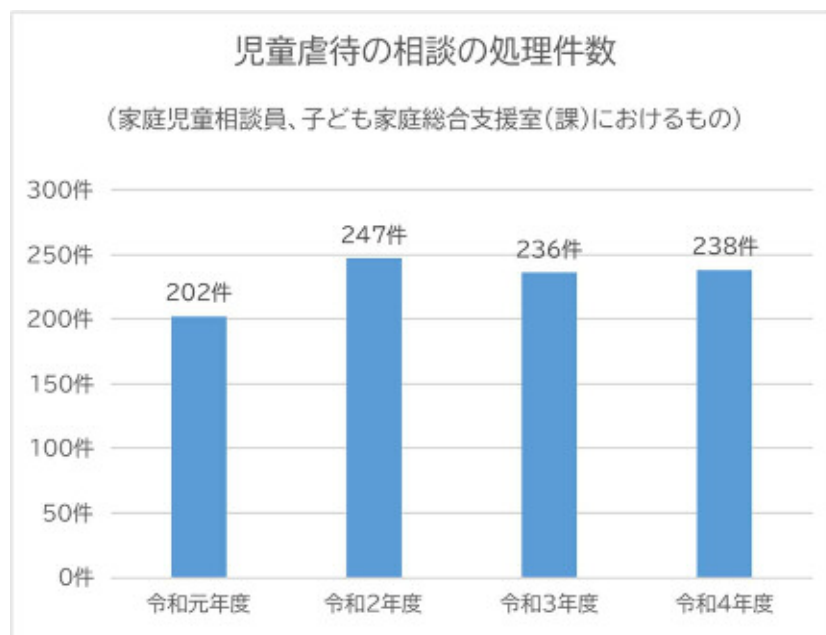
この相談件数の増加に関しては、令和2年度においては特別定額給付金に関する問い合わせに関連した相談が、令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症に係る生活困窮者向け等の給付金や学生の奨学金等申請に関連した問合せ等をきっかけとした相談が多かったことが要因であると考えられます。

DVについては、被害者において様々な心の状態が想定されることから、直接的な相談窓口に加えて、各種申請・問合せ等の多様な機会を活用し、被害を受けていることの認識を持っていただけるよう情報提供に努め、相談へとつなげることが重要であるといえます。

- 児童虐待については、新型コロナウイルス感染症の流行前から家庭児童相談員による「家庭児童相談」を実施しており、令和2年4月から、相談・支援体制の強化を図るために「子ども家庭総合支援室」を開設する準備を進めていました。そのようななかで同感染症の流行が発生しましたが、「子ども家庭総合支援室」は予定通りに運用を開始し、家庭児童相談事業も同室において実施しました。

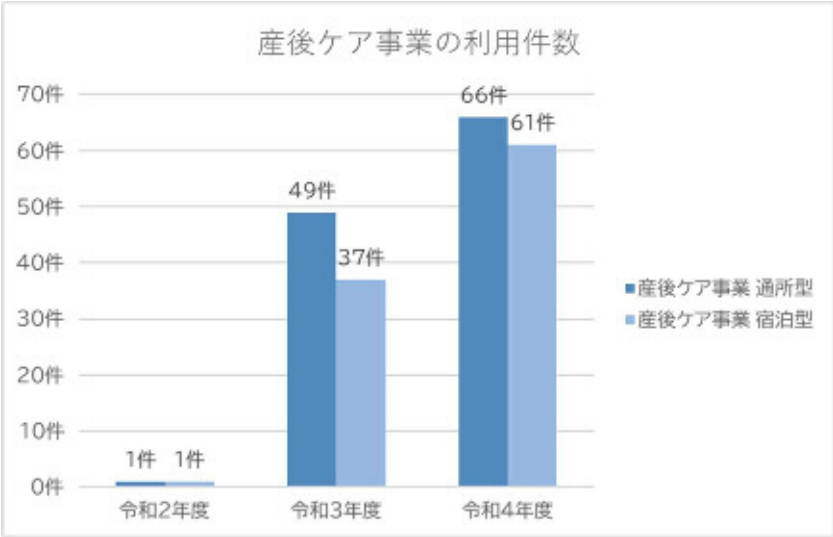
家庭児童相談 (※3. 5. 1)	子ども家庭支援員・虐待対応専門員・家庭相談員が養育についての悩みや心配ごとの相談に応じ、子どもの虐待に関する訪問・指導等適切な対応を行う事業。 令和2年度からは臨床心理士による心理相談を開始し、主に思春期の子どもを持つ親子への面談を行うことで、より専門的な知見を生かしながら、家庭問題の深刻化を未然に防ぐための支援を行っています。
----------------------	---

※3. 5. 1 家庭児童相談事業は、令和4年度からは「子ども家庭総合支援課」において、令和5年度からは「こども家庭・保健センター」において実施しています。



また、出産や育児に関する事業(乳児家庭全戸訪問事業、利用者支援事業(母子保健型)、産後ケア事業等)を、感染対策を行いながら実施することで、新型コロナウイルス感染症の流行下でも相談がしやすい環境づくりに取り組みました。

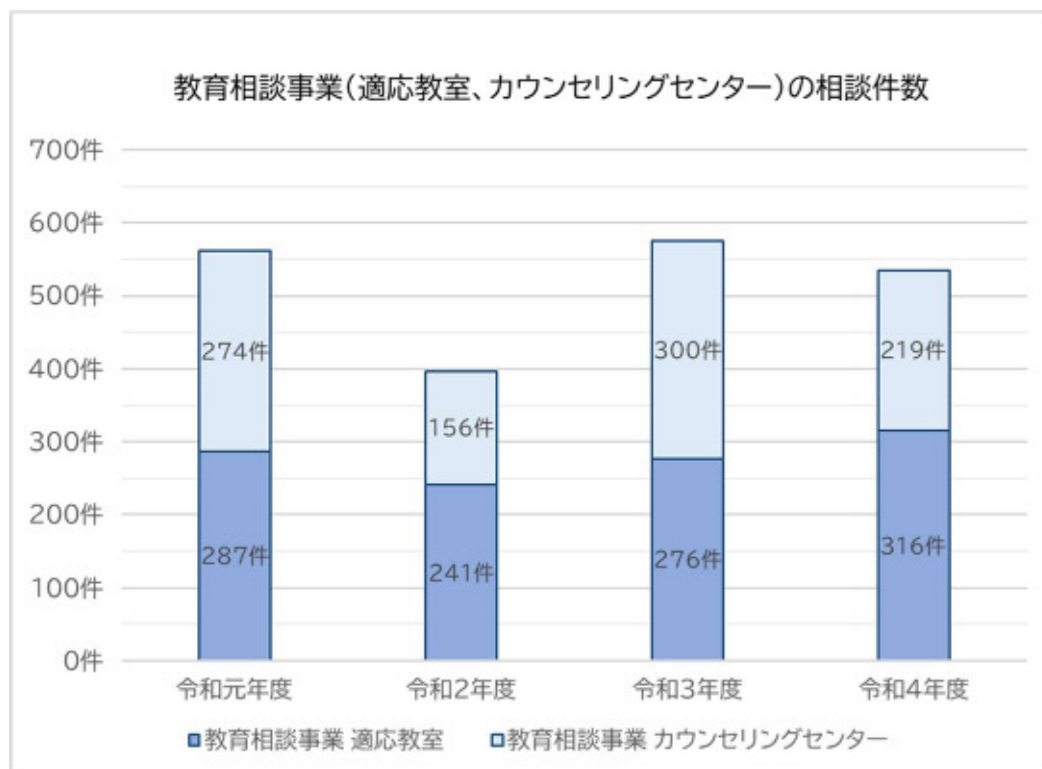
加えて、令和3年6月からは、子育て支援を受ける機会が少ない在宅育児世帯を、より積極的に支援するための「ひょうご子育て相談」を実施しました。

関係する主な事業の概要													
乳児家庭 全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や育児相談等を行う事業。令和2年2月頃からは電話訪問による対応を行う等、感染症の流行や不安に対応しながら事業を実施しました。												
利用者支援事業 (母子保健型)	保健師が情報機関や関係機関と連携し、妊娠期から子育て期まで切れ目なくサポートを行う事業。												
産後ケア事業	出産退院後の母親と生後4か月以内の赤ちゃんを対象に、宿泊や通所による、心身のケアや健康管理を行う事業(令和2年度から実施)。 産後ケア事業の利用件数 <table><thead><tr><th>年度</th><th>産後ケア事業 通所型</th><th>産後ケア事業 宿泊型</th></tr></thead><tbody><tr><td>令和2年度</td><td>1件</td><td>1件</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>49件</td><td>37件</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>66件</td><td>61件</td></tr></tbody></table>	年度	産後ケア事業 通所型	産後ケア事業 宿泊型	令和2年度	1件	1件	令和3年度	49件	37件	令和4年度	66件	61件
年度	産後ケア事業 通所型	産後ケア事業 宿泊型											
令和2年度	1件	1件											
令和3年度	49件	37件											
令和4年度	66件	61件											
つどいのひろば	子育て中の親子が集い、相互交流や、子育ての悩み・不安を相談できる場所を提供する事業。 緊急事態宣言が発令された当初は全ての事業を中止しましたが、感染状況の変化に応じて利用者の登録・予約制の導入、利用定員の調整、実施時間の短縮等感染防止対策を講じ、対面での事業を再開しました。												

	つどいのひろば事業の実施回数及び利用延人数 <table><thead><tr><th>年度</th><th>実施回数</th><th>利用延人数</th></tr></thead><tbody><tr><td>令和元年度</td><td>677回</td><td>31,485人</td></tr><tr><td>令和2年度</td><td>447回</td><td>8,082人</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>828回</td><td>16,259人</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>906回</td><td>21,265人</td></tr></tbody></table> ※3. 2. 2 令和3年度より、つどいのひろば「バンビ」を新設 また、子育て中の孤立を防ぐため、令和2年5月からはSNSを活用した 手遊び動画の配信を実施し、同年6月以降にはオンライン事業も実施し ました。	年度	実施回数	利用延人数	令和元年度	677回	31,485人	令和2年度	447回	8,082人	令和3年度	828回	16,259人	令和4年度	906回	21,265人
年度	実施回数	利用延人数														
令和元年度	677回	31,485人														
令和2年度	447回	8,082人														
令和3年度	828回	16,259人														
令和4年度	906回	21,265人														
なかよしひろば	親子(就学前児童)と一緒に幼稚園の園庭等で遊ぶことが出来る場を 提供する事業。子育てセンターのスタッフが子育て相談への対応も行 います。 なかよしひろば事業の実施回数及び利用延人数 <table><thead><tr><th>年度</th><th>実施回数</th><th>利用延人数</th></tr></thead><tbody><tr><td>令和元年度</td><td>84回</td><td>2,082人</td></tr><tr><td>令和2年度</td><td>53回</td><td>714人</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>70回</td><td>942人</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>95回</td><td>1,243人</td></tr></tbody></table>	年度	実施回数	利用延人数	令和元年度	84回	2,082人	令和2年度	53回	714人	令和3年度	70回	942人	令和4年度	95回	1,243人
年度	実施回数	利用延人数														
令和元年度	84回	2,082人														
令和2年度	53回	714人														
令和3年度	70回	942人														
令和4年度	95回	1,243人														
ひょうご子育て 相談	子育て支援を受ける機会が少ない在宅育児世帯をより積極的に支援 するため、「ひょうご子育て相談」(電話相談及び相談内容に応じた専門 職によるアウトリーチ型の育児相談)を実施する事業。令和3年10月1 5日からは、LINEチャットによる相談受付を開始しました。															

- 不登校については、新型コロナウイルス感染症の流行前から子育て支援や適応教室における相談の受付等を実施しており、市立小中学校における生徒指導の体制づくり(スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置等)にも取り組んでいました。新型コロナウイルス感染症の流行下においても、こうした取組の推進により、不登校対策の強化を図りました。

関係する主な事業等の概要	
子育て支援における取組 (カウンセリングセンター)	子どもとその保護者を対象に、不登校・無気力・非行・性の問題等の子どもや親子関係等の悩みについて、専門カウンセラーや電話相談員による面接・電話による相談を実施する事業。
適応教室	小・中学校の不登校児童生徒で、適応教室在籍児童生徒に対し学校復帰を目指すことや、社会的自立に必要な力の育成をすすめることを目的とした事業。 新型コロナウイルス感染症の流行下では、対人距離を確保するために部屋を広く使うとともに、座席の配置を工夫する等の感染対策を行いながら、子どもたちが少しずつ前向きに考え取り組むことができるよう、事業を実施しました。
スクールソーシャルワーカーや スクールカウンセラーの配置	専門的な知見を有する人材を配置し、対応の強化に取り組むもの。 【スクールソーシャルワーカー】 社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者(選考あり)(参考:★28) 【スクールカウンセラー】 公認心理師や公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士、精神科医、その他児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有しかつ条件を満たす者等(選考あり)(参考:★29)



あわせて、教職員を対象とした不登校に関する情報共有・研修等について、感染の拡大を受けてやむを得ずその一部は中止したものの、感染対策を行いながら可能な限り実施に努め、学校や適応教室における対応力の強化に資する取組について、その継続を図りました。

- ・ 不登校担当者会

各小中学校不登校担当者及び適応教室指導員を対象に、市内各小中学校の不登校児童生徒について情報交換及び交流を行い、適切な指導法の研究を進めるもの。各年度2回(6月頃、10～11月頃)の開催を基本としており、令和2年6月と令和3年6月は新型コロナウイルス感染防止のため中止しましたが、その他については感染対策を行いながら実施しました。

- ・ 不登校支援研修会

小中学校不登校担当者、希望する教諭、適応教室指導員を対象に、不登校生への対応のあり方を研修するもの。毎年10～11月頃(年1回)の開催を基本としており、令和2～4年度においても中止をすることなく、実施しました。



(4) 偏見や差別、人権に関する相談等への対応

<「中間まとめ」の内容>

【感染対策等による影響への対応(心理的影響・その他)】

■ 新型コロナウイルス感染症の患者等への不当な偏見、差別の防止

令和2年4月24日から、ホームページにて、患者、濃厚接触者、医療従事者、本邦外出身者等への差別やいじめ、誹謗中傷は許されず、正確な情報を基に冷静な行動に努めるよう促す啓発記事とともに、相談窓口の案内を掲載した。

「中間まとめ」のとおり、新型コロナウイルス感染症の流行においては、不安等に起因する偏見や差別が発生し、課題の1つとなりました。

具体的には、感染した人がインターネット上で誹謗中傷を受けることや、感染者と同じ職場や学校に通う人、感染者の治療に取り組む医療従事者やその家族等が、出勤や施設等の利用を拒否されるといった人権侵害が社会問題となりました。

国においては、令和3年2月13日に「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第5号)が施行され、こうした偏見や差別を防止する規定(第13条第2項)が設けられました。

(新型インフルエンザ等対策特別措置法第13条第2項)

国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等に起因する差別的取扱い等(次に掲げる行為をいい、以下この項において「差別的取扱い等」という。)及び他人に対して差別的取扱い等をするを要求し、依頼し、又は唆す行為が行われるおそれが高いことを考慮して、新型インフルエンザ等の患者及び医療従事者並びにこれらの者の家族その他のこれらの者と同一の集団に属する者(以下この項において「新型インフルエンザ等患者等」という。)の人権が尊重され、及び何人も差別的取扱い等を受けることのないようにするため、新型インフルエンザ等患者等に対する差別的取扱い等の実態の把握、新型インフルエンザ等患者等に対する相談支援並びに新型インフルエンザ等に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに広報その他の啓発活動を行うものとする。

- 一 新型インフルエンザ等患者等であること又は新型インフルエンザ等患者等であったことを理由とする不当な差別的取扱い
- 二 新型インフルエンザ等患者等の名誉又は信用を毀損する行為
- 三 前二号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等患者等の権利利益を侵害する行為

【感染対策等による影響への対応(心理的影響・その他)】

- 本市においては、「中間まとめ」のとおり、令和2年4月24日から、感染者、濃厚接触者、医療従事者への差別やいじめ、誹謗中傷の防止に係る啓発記事、相談窓口の案内を市のホームページに掲載し、偏見や差別の防止に係る取組を行いました。

新型コロナウイルス感染症への 不当な差別・偏見をなくそう

新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別を行うことは許されません。冷静な行動に努めましょう。不当な差別、偏見、いじめ等困ったことがあれば下記へ

みんなの人権 110番 ☎ 0570-003-110

平日・午前8時30分～午後5時15分

＊「広報あしや」令和2年10月号における啓発記事

また、令和3年3月に策定した「第4次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」においても、新型コロナウイルス感染症を含む「感染症患者などの人権」を扱っています。

- 令和3年8月5日には、阪神7市1町(本市に加え、尼崎市・西宮市・伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・猪名川町)で「新型コロナウイルス感染症に関する差別を許さない」共同メッセージを発表しました。

新型コロナウイルス感染症に関する
差別的取り扱いをなくそう

新型コロナウイルスの感染・ワクチン接種の有無による差別

疾患などが原因でマスクを着用することができない方への差別

新型コロナウイルス感染症が発生した施設や場所に対する差別

医療現場や福祉施設など最前線で働いている方への差別

STOP! コロナ差別

新型コロナウイルス感染症に対する恐れや不安から、さまざまな差別的な事象が発生しています。人権を侵害する行為は決して許されるものではありません。私たちは、一人ひとりの尊厳と人権が尊重される社会を築いていくために、新型コロナウイルス感染症に関する差別的取り扱いをなくすことを目指して、8月5日に阪神7市1町(尼崎市・西宮市・伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・猪名川町)で「新型コロナウイルス感染症に関する差別を許さない」共同メッセージを発表しました。

問い合わせ 市長室 ☎38-2000

※「広報あしや」令和3年9月号より(阪神7市1町共同メッセージ)

新型コロナウイルス感染症に関する差別を許さない 阪神7市1町共同メッセージ

新型コロナウイルス感染症の世界的なまん延により多くの人々のいのちとくらしが脅かされています。

新型コロナウイルス感染症は誰もがかり患する可能性があります。未知のウイルスに対する恐れや感染の不安から、感染者のプライバシーや不確かな情報をインターネット上で拡散して攻撃したり、現場で治療等に取り組む医療従事者等への誹謗中傷などの人権侵害もおきています。

新型コロナワクチンには、重症化予防や発症予防に効果があることから、接種を進めているところです。このワクチン接種は、感染予防の効果と副反応のリスク双方について理解した上で、自らの意思で行うものであり、中には体質や持病などの理由で接種できない人もいることから、強制されるものではありません。

新型コロナワクチン接種の有無により、職場や学校等でのあらゆるハラスメント、個人の行動を妨げるといった不当な取扱いをすることは、人権を侵害する行為で決して許されるものではありません。

私たちは、一人ひとりの尊厳と人権が尊重される社会を築いていくために、新型コロナウイルス感染症に関する差別的取扱いをなくすことを目指します。

- 新型コロナウイルス感染症に感染した又は感染しているおそれがあること、新型コロナワクチン接種の有無等を理由とする不当な差別をなくそう。
- 疾患等によりマスクの着用が難しい方への不当な差別をなくそう。
- 医療・福祉施設従事者等への不当な差別をなくそう。
- 新型コロナウイルス感染症が発生した場所又は施設への不当な差別をなくそう。



(5) 消費生活相談(悪質商法等に関する相談への対応)

<「中間まとめ」の内容>

【感染対策等による影響への対応(心理的影響・その他)】

■ 消費者生活相談

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、詐欺や悪質商法に関する相談の増加や特別定額給付金を装って個人情報を聞き出そうとする事例の報告を受け、注意喚起のチラシを作成して配布するとともにホームページにて注意を呼び掛けた。この結果、消費生活センターで対応した相談件数は、感染防止の観点から原則電話による相談に集約したものの、令和2年4月から同年6月にかけて、前年度より107件の増加となった。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、悪質商法等に関する相談の増加や特別定額給付金を装って個人情報を聞き出そうとする悪質商法等の発生が懸念されました。

【感染対策等による影響への対応(心理的影響・その他)】

- 本市では、新型コロナウイルス感染症の流行前から、芦屋市消費生活センターでの消費生活相談の受付や、悪質商法等に関する啓発に取り組んでいましたが、上記の懸念を踏まえて、市のホームページや広報紙での注意喚起、「芦屋市消費生活センター新聞」における関係記事の掲載等に取り組みました。また、注意喚起のチラシを作成して配布するとともに、ホームページで注意を呼び掛けました。

消費生活相談 の件数	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	844件	1,071件	886件	947件

新型コロナウイルス感染症に 便乗した詐欺や悪質商法にご注意

【特別定額給付金を装った詐欺にご注意ください】

メールや電話で、市役所職員や事業者を名乗って個人情報を聞き出すなどの被害が予想されます。市から、電話で口座番号や暗証番号等をお聞きすることは絶対にありません。

【身に覚えのないマスクが届く】

封筒に入った使い捨てのマスクが宅急便で突然届き、記載された電話番号へ連絡すると法外な金額を請求される、布製マスクの全戸配布に便乗した「送り付け商法」などの被害が発生しています。

「おかしいな」と思ったら・・・

消費者ホットライン ☎ 188 (土・日・祝 午前10時～午後4時)

芦屋市消費生活センター ☎ 38-2034 (月～金 午前9時～午後4時)

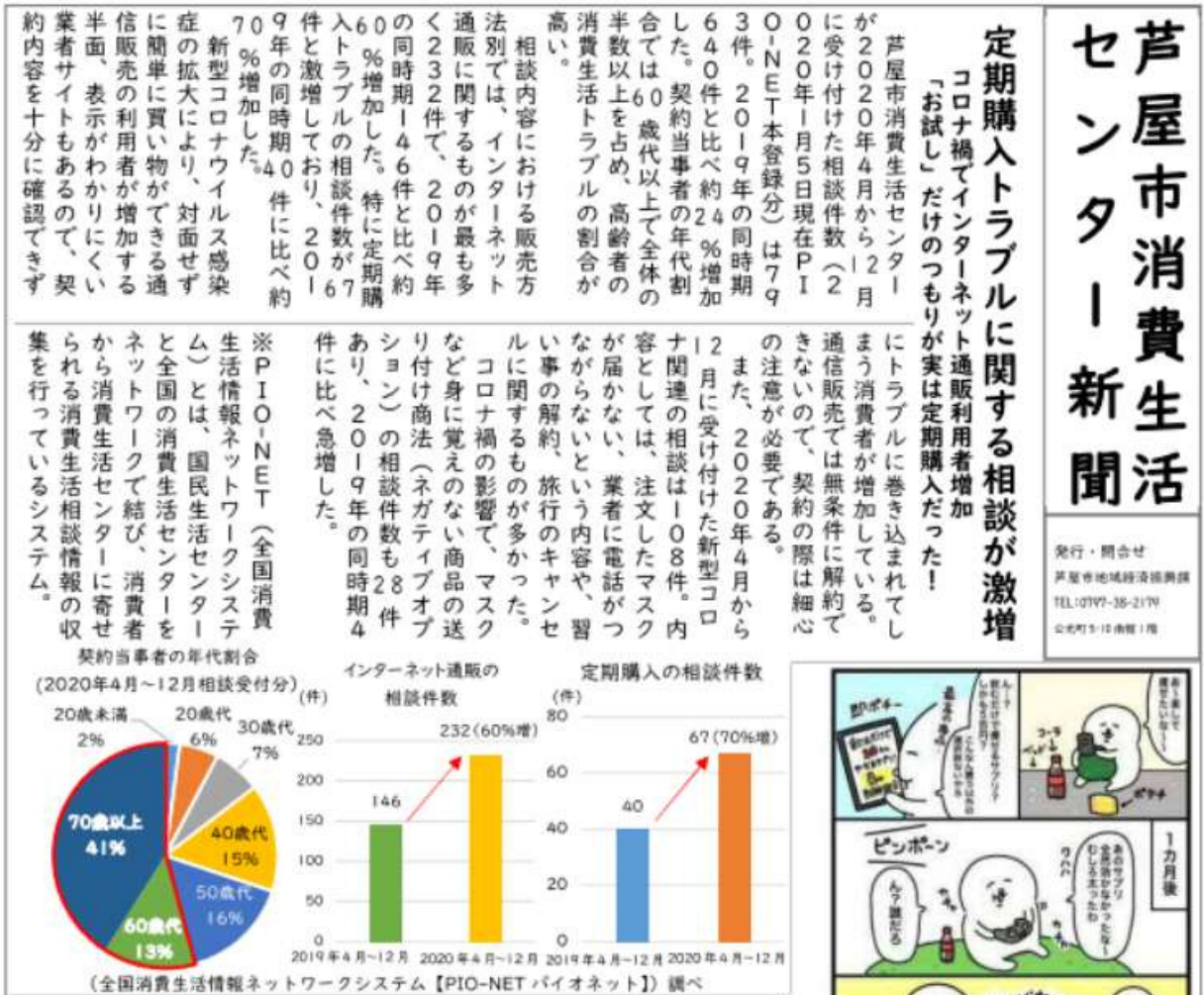
詐欺などの被害にあったときは

芦屋警察署 ☎ 23-0110

ご注意ください！

問い合わせ 地域経済振興課消費生活係 ☎ 38-2179

* 「広報あしや」令和2年5月号における注意喚起の記事



* 芦屋市消費生活センター新聞 第2号より

2 今後の新たな感染症の流行への備え

(1) 感染時の症状等に関する相談への対応

【感染時の医療提供等】

- 今後の新たな感染症の流行においても、感染時の体調等に関する相談については、県の相談窓口が設置されることが想定されます。その際には、市民の方に向けた周知に取り組むとともに、感染症の流行に伴う混乱等も懸念されることから、冷静な対応につなげるような情報発信に取り組むことも重要です。
- 情報発信の具体的な方法には、市のホームページ、広報紙及びSNS等による発信が考えられますが、相談窓口が新たに設置されたときや、市内で感染が本格的に広がってきたとき等には、状況に応じて「あしや防災ネット」やビラの全戸配布等による周知を検討するものとします。

(2) 生活上の困りごとに関する相談への対応

【感染対策等による影響への対応(経済的支援(個人))・(心理的影響・その他)】

- 新型コロナウイルス感染症の流行においては、緊急事態措置・まん延防止等重点措置が実施された令和2年度・令和3年度に、総合相談窓口における「経済、法律問題(多重債務等)」に関する相談が急増しました。また、令和4年度には「生活(衣食住の欠如等)」に関する相談の増加がみられました。

新型コロナウイルス感染症の流行を契機に、感染症の流行に対応した商習慣(オンラインでの販売等)が一定浸透したものの、今後新たな感染症が流行した場合においても、こうした相談が必要となる状況の発生が懸念されます。

以上のことから、今後の新たな感染症の流行においても、相談窓口の周知及び業務継続が重要であり、それらに関する取組を行うものとします。特に、大きな行動変容が必要となる段階においては、周知の強化に取り組むものとします。

- また、民生委員活動について、その経験の蓄積が難しくなっていることを背景に、ノウハウの継承の支援や、知識の習得・情報共有等をオンラインで行う仕組みの必要性を踏まえた取組を進めており、引き続き、こうした取組を進めるものとします。

(3) DVや児童虐待、子育てに関する相談等への対応

【感染対策等による影響への対応(心理的影響・その他)】

- 新型コロナウイルス感染症の流行期における総合相談窓口での相談件数をみると、1回目・2回目の緊急事態措置が実施された令和2年度において、「家族との関係(DV・虐待等)」に関する相談件数が大きく増加しており、外出等が難しくなったことが、こうした問題の発生・顕在化に影響を与えた可能性が考えられます。
- 今後の新たな感染症の流行においても、人と人との接触機会を減らすことによる感染対策(外出の自粛等)は考えられるところであり、DVや児童虐待、子育てに関する問題(家族との関係に関する問題)が増加する可能性に留意する必要があります。
- 一方で、こうした問題は感染症の流行によって特異的に発生するものではなく、平時における啓発等を進めることが、感染症流行時における問題の発生・顕在化を防ぐことにつながると考えられます。

そこで、平時における取組を進めるとともに、そのなかで感染症流行下における対応の想定等に取り組むことにより、今後の新たな感染症の流行に備えるものとします。

(DVに関する取組)

- ・ DVについては、「第5次芦屋市男女共同参画行動計画 ウィザス・プラン」(令和5年3月策定)の重点項目に「DVと性暴力防止のための取組」を掲げ、DVの相談先の周知や、相談につながるような啓発等に取り組むこととしています。

[施策の方向性] (1) 生涯を通じた心身の健康づくりの促進

- ① 年齢に応じた性教育の充実
- ② ライフステージに応じた健康づくり
- ③ 悩み相談事業

[施策の方向性] (2) あらゆる暴力の根絶

【第3次芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画】

- ① DV被害者支援
- ② DVと性暴力防止のための取組 **重点取組**



＊ 第5次男女共同参画行動計画ウィザス・プラン(概要版)より

- ・ DVの相談先の周知については、令和3年度に実施した市民意識調査において、「芦屋市DV相談室」を「見たり聞いたりしたことがある」割合が全体の7.3%、配偶者やパートナーから暴力を受けたことがある人の認知度も8.8%となっており、その認知度が課題となっています。

そこで、「第5次芦屋市男女共同参画行動計画 ウィザス・プラン」では、様々な機会を捉えて「芦屋市DV相談室」の周知に取り組むとともに、市の職員、学校や保育施設、医療、消防、警察等の被害を発見しやすい関係者に向けた周知・啓発により、被害者の早期発見に努めることとしています。

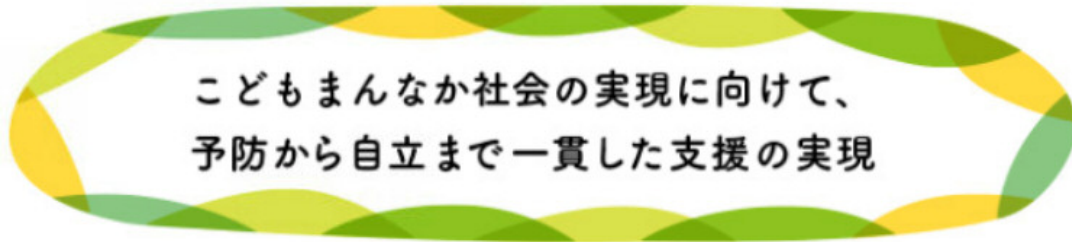
- ・ また、暴力の種類には、身体的暴力だけでなく、精神的暴力や性的暴力、必要な生活費を渡さない経済的暴力、家族・友人との付き合いを制限する社会的暴力、子どもに危害を加えると言って脅す子どもを利用した暴力などがあることから、どのような暴力であっても相談につながるような啓発を行うこととしています。加えて、被害者の多くは女性であるものの、男性や性的マイノリティの被害者もいることから、被害を受けた方は誰でも相談できるということが分かるような周知に努めることとしています。
- ・ 以上のような取り組みを進めるとともに、感染症流行時におけるオンラインでの対応や各種窓口との連携等について、想定や備えに取り組むものとします。

(児童虐待や子育てに関する相談)

- ・ 児童虐待や子育てに関する相談については、令和5年4月に「こども家庭・保健センター」を設置し、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援体制の構築を図っています。
- ・ 今後もこうした取組を進めるとともに、感染症流行時におけるオンラインでの対応等について、想定や備えに取り組むものとします。

「こども家庭・保健センター」の概要

【基本理念】



【所在地】

芦屋市呉川町14番9号 保健福祉センター 2階・3階

「こども家庭・保健センター」の事業一覧(令和5年9月末日時点)

妊娠がわかったら

母子健康手帳の交付(妊娠届出)	妊婦健康診察費助成	妊婦歯科健康診査
妊産婦相談	妊産婦訪問	妊娠出産子育て支援事業
プレおや教室	マタニティ栄養相談	不育症治療支援事業
妊娠電話健康相談	育児支援家庭訪問事業	

乳児期(0歳)

訪問

新生児訪問	こんにちは赤ちゃん訪問	乳幼児訪問
育児支援訪問事業		

相談

こどもの健康に関する電話相談	産後ケア事業	育児相談
おやこ栄養相談	アレルギー栄養相談	

講座・教室

もぐもぐ離乳食教室	オンライン講座(離乳食教室)	アレルギー教室
-----------	----------------	---------

健診

4か月児健康診査	10か月児健康診査	アレルギー健診
----------	-----------	---------

助成

新生児聴覚検査費 助成事業	骨髄移植後等のワクチン接種の 再接種助成事業	芦屋市ファミリー・サポート・ センター利用料の助成
------------------	---------------------------	------------------------------

ワクチン接種(BCG等)		
お友達をつくろう		
あい・あいるーむ	つどいのひろば	なかよしひろば
カンガルークラブ		
預ける(子育て家庭ショートステイ)		
幼児期		
訪問		
乳幼児訪問	育児支援家庭訪問事業	
相談		
こどもの相談(幼児)	アレルギー栄養相談	おやこ栄養相談
歯の無料相談と健診	こどもの健康に関する電話相談	
講座・教室		
幼児の食事とおやつの教室	親子のための時短クッキング	めだか水泳教室
アレルギー教室		
健診		
1歳6か月児健康診査	3歳児健康診査	アレルギー健診
歯の無料相談と健診		
助成		
骨髄移植後等のワクチン接種の 再接種助成事業	芦屋市ファミリー・サポート・ センター利用料の助成	
ワクチン接種(MR、水痘等)		
お友達をつくろう		
つどいのひろば	あそぼう会	なかよしひろば
わくわく冒険ひろば		
小学生～高校生		
相談		
歯の無料相談と健診	子育て相談	
健診(歯の無料相談と健診)		
助成		
小児慢性特定疾病児童 日常生活用具給付事業	骨髄移植後等のワクチン接種の 再接種助成事業	芦屋市ファミリー・サポート・セ ンター利用料の助成
ワクチン接種(日本脳炎、二種混合等)		

施設利用		
スタディールーム	ミュージックスタジオ	
預ける(子育て家庭ショートステイ)		
イベント(中高生による「こども家庭・保健センター会議」)		
成人・高齢者		
特定健康診査、健康相談等		
全般		
献血、こども虐待に関する相談等		

(不登校に関する取組)

- ・ 不登校については、新型コロナウイルス感染症の流行前から実施してきた取組を推進し、対策の強化を図ることが重要であり、具体的には下記のような取組を進めることとします。あわせて、感染症の流行下における指導・相談等の想定や、必要な備えに取り組むものとします。
- ・ 生徒指導において、教育相談等を通して児童生徒の内面理解を深めるなど、相手意識を持った心の通い合う生徒指導を推進するとともに、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを有効に活用し、関係機関と積極的に連携を図りながら、円滑な解決を目指して取り組む。
- ・ 適応教室において、指導員への研修により、通級する児童生徒一人ひとりの状況に応じた指導の充実等を図るとともに、教員の資質能力の向上を図ることで、各学校の不登校対策を強化し、学校やスクールソーシャルワーカーなどの関係機関との連携のもと、児童生徒の学校復帰や社会的自立に向けて取り組む。



(4) 偏見や差別、人権に関する相談等への対応

【感染対策等による影響への対応(心理的影響・その他)】

- 今後の新たな感染症の流行においても、流行に伴う不安により、偏見や差別が発生するリスクが高まることが懸念されます。

そこで、情報発信の取組において不安の低減を図るとともに、流行の初期の段階から、偏見や差別、人権に関する啓発に取り組むものとします。

- また、平時から偏見や差別、人権に関する問題の発生を防ぐ取組を進めることも重要であり、引き続き、「第4次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」(令和3年3月策定)に基づき、取組を進めるものとします。

(具体的な取組)

- 人権に関する広報、啓発、教育・学習
- 通報体制や相談体制の充実、関係機関との連携
 - ・ 人権擁護委員による人権相談
 - ・ カウンセリングセンター相談事業
 - ・ 青少年愛護センター相談事業
 - ・ 子ども家庭総合支援室の運営
 - ・ 要保護児童対策地域協議会の運営 等

(5) 消費生活相談(悪質商法等に関する相談への対応)

【感染対策等による影響への対応(心理的影響・その他)】

- 感染症が流行した際には、人々の間に不安が広がりやすいことや、感染対策に伴う行動変容によって購買行動に変化が生じる可能性があること、また、臨時的な事業(給付金事業やワクチン接種事業等)が実施される可能性があること等から、消費生活トラブルや悪質商法等の発生が懸念されます。

そこで、今後新たな感染症が流行した際には、新型コロナウイルス感染症の流行における対応を参考に、注意喚起に取り組むものとします。特に、大幅な行動変容や、臨時的な事業の開始の前後等において、取組を強化するものとします。

- 一方で、消費者トラブルや悪質商法等は感染症の流行時のみに発生するものではなく、平時から、こうした事案への対応に取り組むことも重要です。

本市では令和5年3月に「第3次芦屋市消費者教育推進計画」を策定し、「自ら考え、選択し、行動する消費者力の向上を支援し、豊かで安全な消費者市民社会を実現する」ことを目標に、各種取組を計画しています。

これらの取組を進めることで、平時及び感染症の流行時における、消費者トラブルや悪質商法等への対応・備えを推進することとします。

推進の方向性		主な取組み
基本施策1 消費者の環境やライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進	1 消費生活センター機能の強化	●消費者に対する講座やイベントを通じた啓発の実施 ●SNS等様々な媒体を活用した消費生活センターの活用方法の周知 ●庁内連携強化による、あらゆる年代の消費者への多角的な視点からの消費者教育の推進
	2 子ども・若者の消費者教育の推進 重点	●消費者が年齢に応じて自ら考え、選択し、行動できるための学校教育の場を中心とした消費者教育の推進 ●子どもの育成や安全を見守る主体と連携した子どもの消費生活トラブルの未然防止、早期発見、再発防止 ●成年年齢引き下げに伴うトラブル等の啓発・周知の推進
	3 障がいのある人に関する切れ目のない消費者教育の実現	●障がいの特性に応じた、消費生活の情報提供や消費生活トラブルの相談先の周知 ●障がいのある人を支援する団体などと連携した消費生活トラブルの未然防止、早期発見、再発防止
	4 高齢者への消費者教育の推進	●高齢者に対する出前講座の実施、消費生活の情報提供や周知 ●高齢者を支援する団体と連携した高齢者の消費生活トラブルの未然防止、早期発見、再発防止
	5 高度情報通信ネットワーク社会における消費者教育の推進 重点	●セミナーやイベントを通じた高度情報通信ネットワーク社会における情報や通信技術の情報提供、啓発促進 ●新型コロナウイルスの感染拡大による新しい生活様式に対応した消費者教育の推進
基本施策2 参画と協働による消費者教育の推進と相互連携による地域全体の消費者力向上	1 消費生活行政との接点が少ない就労者などに対する身近な機関からの情報提供や啓発の充実	●行政と接点が少ない消費者への、様々な媒体を活用した消費生活の情報提供や各種イベントでの啓発等、消費生活の知識を身につける機会の充実
	2 専門相談・支援機関との連携	●権利擁護支援センターや民生委員・児童委員、高齢者生活支援センターへの情報提供等による消費生活トラブルの未然防止、早期発見、再発防止 ●行政と専門相談・支援機関等が相互に連携した、多角的な視点からの支援
	3 民間事業者や地域の各団体との連携及び協働事業の展開	●包括協定を結んだ民間事業者など市内で活動する事業者や高齢者団体などの地域団体、学校、行政との連携による、消費生活トラブルの未然防止、早期発見、再発防止 ●消費生活情報の提供や出前講座の実施
	4 消費者団体強化支援	●行政と消費者団体との連携による多様化する消費者問題に柔軟に対応できるための、消費者力の向上の取組
	5 消費生活サポーター制度の推進	●消費生活サポーター養成講座の実施 ●消費生活サポーターが消費生活センターと相互に連携するための活動支援

(第3次芦屋市消費者教育推進計画(概要版)より)

第6節 ワクチン接種事業

予防接種は、疾病に対して免疫の効果を得させるために、疾病の予防に有効であることが確認されているワクチンの注射又は接種を行い、伝染のおそれがある疾病の発生、まん延の予防を図るものです。新型コロナウイルスに対するワクチンは、細胞内で同ウイルスのスパイクタンパク質(同ウイルスがヒトの細胞へ侵入するために必要なタンパク質)を産生させること等により、スパイクタンパク質に対する中和抗体産生及び細胞性免疫応答が誘導されることで、新型コロナウイルス感染症の予防ができると考えられています(参考:★26(令和5年12月6日))。

新型コロナワクチンの接種については、令和2年10月23日に厚生労働省健康局健康課から通知が発出され、各地方公共団体において、ワクチン接種のための実施組織の設置や、システム改修や印刷・郵送等の準備、補正予算等の早期の編成・成立等に向けた手続を進めること等について連絡がありました。

その後、国における法令の整備(ワクチン接種法及び検疫法の一部を改正する法律(令和2年法律第75号)(令和2年12月9日公布・施行)等)や、全国の自治体・医療従事者向けの説明会の実施、Q & Aの発出等がなされ、接種の開始に向けた準備が進められました。

なお、新型コロナワクチンの接種後には、注射した部分の痛みや発熱等の様々な症状(副反応)が現れることがあり、都道府県にコールセンターが設置される等の対応が行われました。

本市においても、国(厚生労働大臣)の指示のもと、兵庫県の協力を受けて、ワクチン接種事業を実施しました。

1 新型コロナウイルス感染症への対応の振り返り

【ワクチン接種】

- ワクチン接種事業の実施に当たっては、実施に伴って発生する業務に対応するための人員体制、実施に当たって必要となる物資、住民からの問い合わせ等を受け付けるための相談体制や、接種の予約を受け付けるための体制(予約受付体制)の確保等が必要となりました。
 - ・ ワクチン接種事業の実施においては多数の事務が発生し、そのための組織体制を構築する必要があったことから、令和3年1月18日に新型コロナウイルスワクチン接種事業担当を新設する組織改正を行う等、体制の整備を進めました。
 - ・ 接種会場においては、ワクチンを管理するための資機材(超低温の冷蔵庫(ディープフリーザー)や停電に備えるための無停電電源装置、保管場所から接種会場に搬入するためのワクチン専用の保冷ボックス等)の確保や、会場での感染対策(時間ごとの予約枠の設定、被接種者の同線の検討、定期的な換気等)、被接種者に副反応がみられた場合の救急対応等が必要となりました。特に、保冷ボックスは全国で一斉に調達を図られるため入手が困難な状況が発生しましたが、本市ではそうした状況が発生する前に、市立芦屋病院の協力を得て、遅滞なく調達することができました。また、同時期の接種において複数のワクチン(製造販売元の違い等によるもの)が流通し、かつそれらの取扱い(保管の温度や希釈の有無等)が異なるケースがある等、多様な

想定や準備が必要となりました。このことから、庁内外での連携を行い、取組を進めました。

- ・ 接種の開始に当たっては、多くの市民の方が短期間に接種をすることを踏まえて、市で集団接種会場を設置することとし、従事いただく医師・看護師等の確保について、芦屋市医師会と協議・調整を行いました。あわせて、個別医療機関における接種や、寝たきりで在宅(家から出ることが難しい状態)になっている方への対応についても協議・調整を行いました。また、事業の開始後も医師会のご尽力を頂きながら、事業を進めていきました。
- ・ 接種事業に関する情報発信については、令和3年3月号の「広報あしや」や、令和3年3月1日付の市長メッセージ等において、発信を本格的に開始しました。
- ・ 集団接種会場及び個別医療機関における接種の予約の受付については、医療機関では増加する感染者への診療と並行して接種を実施する必要があったことや、国からのワクチンの供給の関係上、市でワクチン及び予約を一元的に管理することが望ましかったことから、芦屋市医師会と調整のうえ市で一括して実施することとし、令和3年3月15日から、市の「新型コロナワクチンコールセンター」を開設しました。

感染症対策本部 ☎31-2121 

ワクチン接種のお知らせ



新型コロナワクチン接種

下記の対象の人へは、3月下旬以降に、新型コロナワクチン接種についてのご案内を送付します。

■対象 芦屋市に住民登録があり、令和4年3月31日までに65歳に達する人(昭和32年4月1日以前生まれ)

3月15日(月)より

新型コロナワクチン接種コールセンター開設

☎31-0655

新型コロナワクチン接種に関する情報はこちらをごらんください →



新型コロナワクチン接種Q&A

Q. 接種はいつ頃から受けられますか？

A. 対象者には、接種券を個別にお送りします。接種開始時期は、別途お知らせします。

Q. 接種の対象や、受ける際の接種順位は決まっていますか？

A. 接種の順位は次の見込みです。

- ① 医療従事者等
- ② 高齢者：令和4年3月31日までに65歳に達する人(昭和32年4月1日以前生まれ)
- ③ 高齢者以外で基礎疾患を有する人・高齢者施設等で従事している人・60～64歳の人
- ④ それ以外(16歳以上)の人

Q. どこで接種が受けられますか？

A. 原則として、住民票所在地の市町村(住所地)で接種が受けられます。本市では、中学校区ごとに集団接種会場を設けるとともに、医療機関で接種が受けられるよう現在調整中です。

次のような事情のある人は、住所地以外で接種が受けられる見込みです。具体的な手続きは今後お知らせします。

- ▶ 入院・入所中の医療機関や施設で接種を受ける人
- ▶ 基礎疾患で治療中の医療機関で接種を受ける人
- ▶ 住まいが住所地と異なる人

Q. 接種後の副反応にはどのようなものがありますか？

A. 接種後は、ワクチンが免疫をつけるための反応を起こすため、注射した部分の痛み・頭痛・関節や筋肉の痛み・疲労・寒気・発熱などの副反応が起こることがあります。治療を要したり、障がいが残るほどの副反応は、極めてまれではありますが、ゼロではありません。(予防接種による健康被害は救済制度の対象です。)

Q. 接種後はすぐに帰宅できますか？

A. 接種後は15分～30分会場で待機していただき、健康状態に変化がないか、医師・看護師等による健康観察を行う予定です。

問い合わせ 保健センター ☎31-1586

＊ 広報あしや令和3年3月号の記事

コールセンターへの問い合わせ件数は、開設直後の令和3年3月は1日平均約10件程度で推移していましたが、65歳以上(約29,000人)の方に接種券を送付した翌日の令和3年4月6日には500件近くの問い合わせがあり、コールセンターの電話回線6回線が常に埋まっている状態が続きました。こうした状況を踏まえ、その後、コールセンターの電話回線を最大27回線まで増設しながら、市民の方からの問い合わせに対応していききました。

コールセンターへの問い合わせ内容は、予約開始時期に関する内容が主なものとなりました。また、本市の予約開始時期が近隣市に比べて遅れているというご意見もいただきましたが、一方では、ワクチンの供給量が限られているなかで、一斉に申込みを受けることによる混乱を避ける必要も生じていました。

- ・ ワクチン接種後の副反応に関する疑問や不安等については、市のホームページに情報(厚生労働省のホームページへのリンク)を掲載したほか、広報紙への記事の掲載や、未接種の方への勧奨はがきにおける国のフリーダイヤルの掲載等の取組を行いました。

- 令和3年4月26日からは、クラスターが多数発生する高齢者施設等において接種を開始しました。続いて、国から示された接種に係る優先順位に基づき、同年5月24日(個別医療機関での接種は6月28日)から、重症化リスクが高いと考えられる85歳以上の方の接種を開始し、その後、段階的に年齢を引き下げて実施しました。

主な集団接種等の時期	対象者・状況等
令和3年4月5日～	医療従事者等
令和3年5月24日～	85歳以上の方
令和3年6月9日～	80歳以上の方
令和3年6月14日～	75歳以上の方
令和3年6月17日～	65歳以上の方
令和3年6月25日	60～64歳の方及び基礎疾患を有する方のうち身体障害者手帳を保有している等により事前申請が不要な方に接種券を送付(予約開始は同年7月5日から)
令和3年6月28日	個別医療機関での接種を開始
令和3年7月3日	基礎疾患を有する方のうち事前申請が必要な方に接種券を送付
令和3年7月10日	12～59歳の方に接種券を送付
令和3年8月23日	接種が進み、8月23日時点での接種率は次のとおりとなった。 65歳以上の方 1回目:80.2% 2回目:77.7% 接種対象者(12歳以上) 1回目49.0% 2回目38.7%
令和3年9月23日	接種が進み、9月23日時点での接種率は次のとおりとなった。

	65歳以上の方 1回目:82.0% 2回目:80.2% 接種対象者(12歳以上) 1回目66.3% 2回目54.7%
令和3年10月26日	接種が進み、10月26日時点での接種率は次のとおりとなった。 65歳以上の方 1回目:88.1% 2回目:85.6% 接種対象者(12歳以上) 1回目80.7% 2回目76.1%
令和3年12月1日	「広報あしや」12月号で、追加接種(3回目)を案内(対象は18歳以上で2回目接種後一定期間を経過した方)。 接種が進み、11月22日時点での接種率は次のとおりとなった。 65歳以上の方 1回目:91.1% 2回目:90.1% 接種対象者(12歳以上) 1回目84.2% 2回目82.4%
令和4年3月7日	5～11歳の方の初回接種(1・2回目)を開始
令和4年6月27日	追加接種(4回目)を個別医療機関において開始 (保健福祉センターでは7月10日から) 対象は、接種日時点で60歳以上の全ての人、18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する又はその他重症化リスクが高いと医師が認める人等(3回目接種から5カ月以上の経過が必要)
令和4年10月3日	オミクロン株対応ワクチンの接種を開始
令和4年12月1日	令和4年12月1日時点でのワクチン接種率は次のとおりとなった。 1回目:80.5% 2回目:80.1% 3回目:64.9% 4回目:34.9% 5回目:10.7% (1・2回目の接種率について、対象者が拡大したことから、令和3年11月22日時点の値に比べて低くなっている)

集団接種については、市の公共施設である保健福祉センター・木口記念会館、市民センター及び潮芦屋交流センター、並びに民間施設(グルメシティ芦屋浜店)を活用して行い、全庁的に市職員を動員^(※3.6.1)して対応しました。また、市立芦屋病院においてもワクチン接種を実施しました。

この間、会場となった施設における利用の制限や、換気・消毒等が必要となりました。

※3.6.1 市職員の動員は延べ約1,900人(ワクチン接種事業の担当職員を除く)となりました。

【参考】保健福祉センターにおける接種のフローの概要(初回接種実施時)

概要	会場の様子(写真)	場所
【待合】 - 保健福祉センターの1階ロビーにて、予約時間枠毎に席を設け、待合スペースとしました。 - 予約時間になったときには、職員が対象者をエレベーターで3階に上げるように誘導を行いました。		保健福祉センター 1階 ロビー
【検温(①)】 保健福祉センター3階のエレベーターホール前にサーモフェイスを設置し、来場者の体温の確認を行いました。		保健福祉センター 3階 エレベーターホール

【受付(②)】

- 保健福祉センター3階の多目的ホール前の廊下において、来場者の接種券、予診票、本人確認書類の持参を確認し、受付簿との照合を行いました。
(右の写真は受付を1箇所のみ設置した際の様子であり、初回接種時は、上記の受付を3箇所(3レーン)設置しました)



保健福祉センター
3階
多目的ホール前廊下

【予診票確認(③)】

- 保健福祉センター3階の多目的ホールにおいて、予診票の内容の確認を行いました。
- この確認において、接種に伴うリスクの振り分けを実施しました。
- 接種に不安がある方を相談コーナーにご案内しました。



保健福祉センター
3階
多目的ホール

【相談コーナー(④)】

- ・ 接種に質問や不安がある方のご相談をお受けしました。



保健福祉センター
3階
多目的ホール

【予診待ちコーナー(⑤)】

- ・ 医師による予診(⑥)を待つていただくための場所を設けました。



保健福祉センター
3階
多目的ホール

【医師による予診(⑥)】

- ・ 接種に当たっての医師の予診を行いました。



保健福祉センター
3階
多目的ホール

【接種待ち(⑦)】

- ・ 予診ブースと接種ブースの間に、接種待ちコーナーを設けました。



保健福祉センター
3階
多目的ホール

【接種の実施(⑧)】

- ・ 接種ブースにおいて、ワクチンの接種を行いました。



保健福祉センター
3階
多目的ホール

【健康観察室】

- ・ 健康観察室を木口記念会館の3階に設け、接種から一定時間、同室で待機・健康観察をいただきました。



木口記念会館
3階

【体調不良者への対応(緊急対応室)】

- ・ 体調不良者が発生した場合は、医師、保健師等が対応に当たりました。
- ・ 緊急対応を必要とする方は、合計309人※3.6.2でした。

※3.6.2 令和3年5月から令和5年1月までの、集団接種会場(保健福祉センター、市民センター、潮芦屋交流センター、グルメシティ芦屋浜店)における人数の合計



木口記念会館
3階

【接種済証の発行】

- ・ 健康観察後、接種済証を発行してお渡ししました。



(写真左側の部屋が健康観察室、
右側の机が接種済証の発行のためのスペース)

木口記念会館
3階

【誘導及び整理】

- ・ 会場周辺の警備や駐車場の整理、会場までの誘導を行いました。

- 市立芦屋病院では、令和3年4月5日から、院内医療従事者等(市立芦屋病院の職員や、委託業務の従事者、芦屋市消防本部の職員、市の集団接種会場等で従事する医師・看護師・薬剤師)への接種を開始しました。

続いて、5月24日からは高齢者を対象とした新型コロナワクチン接種を開始しました。会場の確保については、同院地下1階の駐車場を活用して対応しました。



＊ 市立芦屋病院における接種会場の様子

市立芦屋病院での駐車場での大規模接種は初の試みとなりましたが、安全に接種を受けられるよう医師、看護師、薬剤師や受付等の事務職員が連携することで大きな混乱も無く接種を進め、令和3年8月20日までの約3か月間で、高齢者等に1日当たり最大186人、延べ8,292回の接種を行いました。

その後、市立芦屋病院でのワクチン接種については、かかりつけの患者の方や紹介患者の方のうち、接種によるリスクが高いと医師が判断した方に限定して実施し、令和5年5月8日時点においてもワクチン接種業務を継続しています。

- ワクチン接種事業においては次のような事案が発生しました。

今後の新たな感染症の流行においてワクチン接種事業を実施する場合に、同様の事案の発生の防止に留意することが必要です。

発生した事案の概要
ワクチンの温度管理に関する事案
○ 令和3年6月10日に、潮芦屋交流センターで予定していたワクチン接種において、ワクチンを保管する冷蔵庫の温度管理が徹底できておらず、庫内の温度が規定値を0.

2度上回ったため、被接種者の安全確保のために78回分のワクチンを破棄する事案が発生しました。その後の対応としては、冷蔵庫の入替えと、温度管理の徹底に取り組みました。

- 令和3年6月25日、市民センターでの集団接種において、ワクチンを保管する冷蔵庫のコンセントが抜けており、庫内の温度が上昇していることが確認されたことから、156回分のワクチンを廃棄する事案が発生しました。原因は、関係者が誤ってコンセントを抜いてしまったことでした。

再発防止策としては、そのようなヒューマンエラーが起き得るとも考えられる状況が発生していた(冷蔵庫の電源を、別箇所の照明の電源と併用していた)ことを踏まえ、対策として電源系統を分けるとともに、ワクチン保管用冷蔵庫のコンセントを施錠付きカバーで固定する対応を行いました。

その他の事案

- 令和3年6月24日、市内高齢者施設での接種で、新型コロナワクチン接種における使用済み注射器を誤って別の方に刺してしまうという事案が発生しました。原因は、使用済みの注射器をすぐに破棄せず、机上に置いていたことによるものでした。再発防止策として、市内のワクチン接種機関に対して、改めて厚生労働省が示す接種マニュアルの遵守を徹底し、再発防止の注意喚起を行いました。

2 今後の新たな感染症の流行への備え

【ワクチン接種】

- 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種事業は、大規模かつ集中的な接種の実例であることから、関係する資料の庁内での継承に取り組み、今後の新たな感染症の流行への備えとします。
- 新型コロナワクチン接種においては、芦屋市医師会、芦屋病院等との連絡調整にも時間を要したために、接種時期等の遅滞を招いてしまった反省を踏まえ、常日頃からの非常時への連携体制を構築することが必要です。
具体的な取組として、令和3年2月から、芦屋市医師会と市において新型コロナウイルスワクチン接種実施に係る検討会を継続して開催しており、こうした取組の必要性を、今後の新たな感染症の流行への備えとして継承することが重要です。
- また、短期間での職員体制の構築ができず、職員の時間外勤務時間の増大を招き、職員の健康管理が後手に回ってしまったことから、今後の新たな感染症の流行への備えとして、非常時での職員体制の強化(全職員の応援体制を含む)を図ることが必要です。

第7節 抗原定性検査キット配布事業

感染拡大の防止等を図る上で、検査による感染の早期発見は重要な取組となります。

新型コロナウイルス感染症への対応においても、国・県による検査体制の強化が進められましたが、令和4年に発生した流行第7波においては、医療ひっ迫を防ぐ観点から、検査キットを用いた自主検査による対応が進められました。

1 新型コロナウイルス感染症への対応

【感染の早期発見と接触の回避・低減】【个人防护具の着用等】【感染時の医療提供等】

- 流行第7波による急速な感染拡大が進んでいた令和4年7月21日、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から各都道府県に向けて、抗原定性検査^(※3. 7. 1)キットの配布に関する事務連絡(「発熱外来における抗原定性検査キットの配布等について」)が発出されました。

この事務連絡は、急速な感染拡大を踏まえ、各都道府県等に対して次の4つの対応の実施を要請するものでした。

- ① 薬事承認された抗原定性検査キットを、重症化リスクが低いと考えられる有症状者に対し、診療・検査医療機関(いわゆる発熱外来)において、外来受診前に配布する体制の整備
- ② ①により配布された抗原定性検査キットで自ら検査をした結果陽性となった方が、行政が設置し医師を配置する健康フォローアップセンター等に連絡し、医療機関の受診を待つことなく健康観察を受けることができる体制の整備
- ③ 休日、夜間においても、重症化リスクの高い有症状者が受診できる体制の整備
- ④ ①～③の取り組みについて、住民に対して、自治体の広報やホームページ、受診相談のコールセンターでの案内などにより、適切に周知を図ること

※3. 7. 1 ウイルスの特徴づけるたんぱく質(抗原)を調べ、被験者の細胞内にウイルスが存在しているかどうかを調べるための検査^(参考:★3)。検体採取場所で検査を実施することができ、判定時間も比較的短く(5～30分)、自主検査において用いられました^(参考:★3)。

ただし、検出には一定以上のウイルス量が必要^(出典:★3)であり、自主検査で想定される鼻腔からの検体による検査において確定診断としての使用は推奨されない^(参考:★3)ことに留意する必要があります(注:結果が陰性の場合でも感染予防策を継続すること等の要件の下で、感染拡大地域の医療機関や高齢者施設等において幅広く検査を実施する際にスクリーニングに使用することは可能とされています)^(参考:★3)。

- 兵庫県からは、令和4年8月3日、第7波による感染者の急増を踏まえた「自主療養制度」の開始が発表されました。

この制度は、感染者が急増するなかで、診療が必要な方が適切なタイミングで医師の診療・治療等を受けられるようにするため、症状が軽く重症化リスクが低い方については検査キットによる自己検査を行い、自己検査で陽性の場合は、県の自主療養登録センターに登録して自主療養を行うというものでした(ただし、症状悪化時は事前に電話連絡のうえ、発熱診療・検査医療機関を受診)。

制度の開始に当たり、兵庫県では、国備蓄の抗原検査キットを活用した新たな仕組みとして、症状が軽く重症化リスクの低い発熱等有症状者に対して、申出により検査キットを個別に配送する取組を実施しました。

加えて、兵庫県から県下の各市町(神戸市を除く)に対して、県からの個別配送(郵送)を基本としつつ、住民へのきめ細かな対応として、各市町からも住民に対して必要に応じて配付を行うことについての依頼がなされました。

- 本市においては、令和4年8月9日から同年9月22日までの間、市役所(南館地下1階車寄せ)においてドライブスルー方式でキットの配布を行いました。

(市役所における配布の基本的な考え方・留意点)

- ・ 県による配布では、午前中に申し込むと翌日に配送され、申込時間が遅い場合(午後等)にはキットの到着が翌々日以降になると考えられたことを踏まえて、本市では当日の午前中の予約により、その日の午後に市役所で受け取ることができる仕組みとして、配布を実施する。
- ・ 配布の対象が症状のある方であることを踏まえ、感染拡大を防止する観点から、受け取る方が車外に降りないドライブスルー方式を採用する。
- ・ 市庁舎の車寄せを活用し、新たな整備等をせずに配布場所を速やかに設置する。
- ・ WEB予約で時間帯ごとの枠数を管理することにより、混雑を回避する。また、周辺道路の混雑の可能性についても留意する。
- ・ 県下の新規陽性者が1万人を超えている状況下での配布事業であることから、多くの問い合わせや申請があることを想定し、専用のコールセンターを設ける。
- ・ ゾーニングや個人防護具の着用等の感染対策を実施する。

本市での配布に係る主な対応(時系列)	
令和4年8月3日	県から協力依頼と受取り可否の照会があり、こども・健康部健康課(当時)内で課内調整を実施
令和4年8月4日 ～令和4年8月5日	庁内協議を経て、配布の実施とその方法の概要を決定 【概要】 ・ ドライブスルー方式で配布する ・ コールセンターを設ける

	・ 職員の動員配置について 等
令和4年8月5日	職員が兵庫県庁を訪問し、検査キットを受け取る(2, 850回分)
令和4年8月8日	市民の方などへの周知や各種準備・調整を実施 ・ 議員各位への文書配信 ・ ホームページの開設 ・ 広報掲示板にチラシを掲示 ・ 記者発表資料の配布(電話取材2件) ・ コールセンター設営(委託) ・ 庁舎内に資機材を搬入 ・ 配布のシミュレーションの実施(パーテーションの設置等) ・ 医師会事務局へ実施概要説明 ・ 芦屋警察署交通総務課へ事前告知(会場付近の交通について)
令和4年8月9日	検査キットの配布開始(配布枠数:80) ・ 午前9時からコールセンターの運用開始(回線数:外線2・内線1) ・ 午前9時から申請フォームの運用開始 ・ テレビ取材2件
令和4年8月12日	職員が県庁を訪問し、検査キットを受け取る(2回目)(2, 850回分)
令和4年8月13日 ～令和4年8月14日	週末における配布を実施(配布枠数:120)
令和4年8月15日	平日における配布枠数を100枠に引上げ
令和4年8月24日	SNSにキット配布について投稿
令和4年8月25日 ～令和4年8月26日	令和4年9月1日からの配布時間の短縮について、庁内協議・決定 変更前:午後2時から午後4時 変更後:午後2時から午後3時30分(※3. 7. 2)
令和4年8月29日 ～令和4年8月30日	配布時間の短縮について市民の方などに周知
令和4年9月1日	配布時間の短縮を開始(混乱なし)
令和4年9月15日	令和4年9月22日をもって市役所でのキットの配布を終了することについて、庁内協議・決定(※3. 7. 3)
令和4年9月22日	配布終了

※3. 7. 2 配布の実績において、配布時間のうちの前半の枠は埋まりやすく、後半の枠は埋まりにくいことを勘案して、配布終了時刻を短縮。ただし、配布枠数(100枠)は維持しました。

※3. 7. 3 配布は、県からの通知(感染者数の減少傾向及び検査キット配布の希望者数も減少していることを踏まえ、本事業での市町における配布は、最長9月末をもって終了とする旨の通知)及び本市における配布状況を踏まえて、同年9月22日で終了しました。

□ 市役所で実施した配布の概要は、次のとおりです。

市役所における配布の概要	
期間	令和4年8月9日から同年9月22日まで(8月11日(木・祝)、8月13日(土)、8月14日(日)を除く平日)
配布時間	令和4年8月9日から同月31日まで:午後2時から午後4時 令和4年9月1日から同月22日まで:午後2時から午後3時30分
対象となる方	有症状者で、以下のすべての条件を満たす方 1 所在地が芦屋市の方で、メールアドレスをお持ちの方(家族でも可) ※メールアドレスは、検査結果が陽性の場合、結果を県の自主療養登録センターに登録する必要があるために条件としたもの。 2 年齢が2歳～59歳で、妊娠しておらず、肥満(BMIが30以上)でないこと 3 基礎疾患がなく、軽症であること(呼吸が苦しくない。飲食ができています。乳幼児で顔色が良い。)
予約方法等	芦屋市のホームページで事前予約 (予約はWebのみで、配布当日の午前9時から午前11時30分まで。) (1人分の申込に対して1つ配布。1日当たりの配布数に上限あり。)
配布場所	市役所(南館地下1階車寄せ)
受け取りの方法	感染防止のため必ず自家用車で来庁いただく。 キットの受け取りについても、感染防止のため、乗車したまま受け取っていただく。
受け渡しの流れ	- 職員が、来庁した自家用車の窓越しに下記の貼り紙を見せ、車の左側の窓を開けていただく。 - 職員から来庁者に、受取予約時間や氏名などの必要事項の確認を行う。 - 職員が下記の事項を説明のうえ、検査キットの受け渡しを行う。 【説明事項】 - 検査キットの「使用方法」の用紙が袋の中に入っているので、使用前によくお読みください。 - 医療のひっ迫を回避するため、検査キットを配布しています。検査キットで「陽性」となった場合は、自主療養登録センターへWEB登録し、ご自宅での自主療養となります。 「自主療養について」の用紙も入っておりますので、ご確認ください。 症状悪化の際は、同封のお問い合わせ先等(新型コロナ健康相談コールセンター等)へご相談ください。

	・ お帰りは左折をお願いします。お大事になさってください。
受け渡しの 実施体制	市職員が交代で実施(全庁的な動員により対応) ・ 延べ対応者:保健師33名、健康課職員71名、庁内動員職員114名
配布するキット の供給体制	市が県から供給を受けて配布(市職員が県庁に訪問して受け取り)
実施の際の 主な留意事項	【感染防止】 ・ 配布に従事する職員は、个人防护具(ガウン・マスク・フェイスシールド・手袋)を着用する。 ・ 个人防护具の着脱順序を明確にし、遵守する。 着ける順序:ガウン→マスク→フェイスシールド→手袋 脱ぐ順序:手袋→フェイスシールド→ガウン→マスク ・ 対人距離を確保するため、キットの受渡しの際には、助手席側の窓を開けて頂いて会話をする。 ・ 実施時期は夏場であり、車内と外気の温度差から、窓を開けた瞬間に車内からの冷気が車外に吹き出すことに留意する。 ・ 配布場所の風向き(芦屋川側から消防本部側への風の流れ)に留意して、常に風上側で対応するように留意する(助手席と後部座席の間くらいで対応)。 ・ 車両の内部をのぞき込まないようにする。 ・ ゾーニングによる感染対策を実施する。 ・ 个人防护具の着脱は車寄せ部分に設置したテントにて行い、个人防护具を着用している間は庁舎内への立ち入りを不可とする。 ・ 使用後の个人防护具は、テント内の医療廃棄物ボックスに廃棄する。 * テントの設置状況 運用時には熱中症対策用のスポットクーラー・扇風機や、个人防护具を廃棄するためのゴミ箱等も設置 ・ キットの受け取り以外の目的で来庁される方との動線を分けるため、配布場所にはパーテーションを設置する。

	 (パーテーションの設置状況) 【熱中症対策】 ・ 夏季に実施したことから、ガウンの下に保冷剤付きベストを着用するとともに、配布場所にスポットクーラーを設置し、熱中症対策を実施。 【周辺道路や地下駐車場出入口等の混雑の回避】 ・ 日・時間帯毎に予約枠を設定のうえ、事前予約制とした。 ・ 車寄せで受け取り・待機をする車両は3台までとするとともに、入庫時の接触事故の防止や受け取り後の左折出庫の依頼等、適正な誘導に取り組んだ。
必要となった 備品・設備等	【資器材】 ・ パーテーション及び固定用の重石 ・ 机、いす ・ 扇風機、冷風機、延長コード ・ テント、ゴミ箱、感染性廃棄物容器 【備品】 ・ マスク、手袋、フェイスシールド、ガウン ・ 消毒液 ・ 養生テープ等事務用品 【設備】 ・ 電源(冷風機1台につき1箇所確保)
配布実績等	・ 県からの受取数： 5, 700個 ・ 配 布 実 績： 1, 231回分 ・ 廃 棄 等： 21回分 ・ 県 返 却： 1, 698回分 ・ 市 内 活 用： 2, 750回分 (高齢者施設2, 100回分、障がい者(児)施設650回分。なお、市内の発熱外来実施医療機関では抗原検査キットは充足しており不要とのことであった。)

2 今後の新たな感染症の流行への備え

【感染の早期発見と接触の回避・低減】【个人防护具の着用等】【感染時の医療提供等】

- 今後の新たな感染症の流行においても、感染の急速な拡大がみられる場合等において、医療ひっ迫を回避するための取組のひとつとして、自己検査・自主療養に関する取組が実施される可能性は考えられます。あわせて、そのための検査キットの配布についても、新型コロナウイルス感染症での対応を踏まえて、実施される可能性が考えられます。
- そのため、新型コロナウイルス感染症の流行において実施した対応の継承に取り組み、今後の新たな感染症の流行に備えるものとします。



第8節 経済的支援に関する取組

新型コロナウイルス感染症の流行や、時期を同じくして発生した国際情勢の変化等は、国内の経済や暮らしに大きな影響を及ぼしました。

こうした状況に対して国からの経済対策が打ち出されるなか、本市においても市民生活における経済的な影響に対応するため、個人や事業者に対する経済的支援を「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」等を活用して実施しました。

今後の新たな感染症の流行においても、感染への不安や感染対策による行動変容等により、経済や暮らしへの影響が発生する可能性が考えられます。また、少子高齢化や人口減少の加速等に伴って進行する課題を背景に、こうした影響がより一層多様化することも懸念されます。

そのため、新型コロナウイルス感染症の流行により発生した状況や、その対応の継承を図るとともに、平時における社会的な課題への対応を進めることが重要です。

1 新型コロナウイルス感染症への対応

(1) 個人向けの経済的支援(主な取組)

<「中間まとめ」の内容>

【感染対策等による影響への対応(経済的支援(個人))】

■ このたびの新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う緊急事態宣言の発令は、市民生活に様々な制約を課すこととなり、その中で市民生活を支える基盤を維持し支援することは、行政としての大きな役割であった。とりわけ市民の関心が高かった「特別定額給付金」については、緊急的な人事異動により体制を整備し、迅速かつ的確に支給することに注力した。また、「水道・下水道基本料金の免除」等の市独自の支援策を実施し、非常時における経済的負担の軽減にも取り組んだ。

具体的取組は次のとおり

(1) 特別定額給付金

基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に記録されている者1人につき10万円を世帯主に給付

【申請期間】 令和2年5月1日から令和2年8月24日まで

【申請件数】 43,466世帯(令和2年6月末時点)

【給付額】 92億6,310万円

(2) 相談窓口

<第5節に掲載>

(3) 住居確保給付金

離職・廃業や、やむを得ない休業等により経済的に困窮し、住宅を喪失している又は喪失するおそれのある方に対し、家賃相当分の給付金を支給

【申請窓口】 芦屋市社会福祉協議会

【支給額】 下記を上限とする

(単身)4万円 (2人)4万8千円 (3～5人)5万2千円

(6人)5万6千円 (7人以上)6万2千円

必要に応じて、芦屋市社会福祉協議会(自立支援相談機関)で支援プランの作成、就労支援員による就労支援等

【支給期間】 原則3か月

【支給決定のべ件数】 89件(令和2年6月末時点)^(※3.8.1)

【支給額】 570万600円(令和2年6月末時点)^(※3.8.1)

※3.8.1 「中間まとめ」作成後の統計処理による値は、支給決定のべ件数90件、支給額570万131円となる。

(4) 生活福祉資金・緊急小口資金

【事業主体】 兵庫県社会福祉協議会 【申請窓口】 芦屋市社会福祉協議会

(ア) 総合支援資金・新型コロナウイルス特例貸付

収入減少や失業等により生活の維持が困難な世帯に対する生活費等の貸付

【対象】 生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業の利用が原則必要

【貸付限度額】 (単身)月15万円以内 (2人以上)月20万円以内

原則3か月以内

【貸付利子】 無利子

【据置期間】 12か月以内

【償還期間】 据置期間終了後10年以内

(イ) 緊急小口資金(新型コロナウイルス特例貸付)

休業等により収入が減少し、緊急かつ一時的な生計維持のため貸付を必要とする世帯に対する貸付

【貸付限度額】 10万円以内(以下の要件該当は20万円以内)

・世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき

・世帯員に介護の必要な高齢者や障がいのある人があるとき

・世帯員が4人以上いるとき

・世帯員に臨時休業した小学校等に通う子の世話が必要な労働者がいるとき

・世帯員である個人事業主等の収入減により生活費用が不足するとき

(ウ) 上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要な場合

【貸付利子】 無利子

【据置期間】 12か月以内

【償還期間】 据置期間終了後24か月以内

・世帯主が死亡、重篤な傷病を負った世帯の方:全額免除

・世帯主の収入減少が見込まれる世帯の方:前年の合計所得金額に応じた減免割合

(5) 水道・下水道基本料金の免除

すべての給水契約者(※3.8.2)に対し、水道基本料金及び下水道基本使用料を5月検針分から6か月間免除

※3.8.2 官公署を除く

【期間】 奇数月検針地区：令和2年5月検針分から9月検針分まで

偶数月検針地区：令和2年6月検針分から10月検針分まで

【免除額】(参考：2か月分)(税込)

	(水道基本料金)	(下水道基本使用料)	(合 計)
口径13mm	1,980円	1,166円	3,146円
口径20mm	2,486円	1,166円	3,652円
口径25mm	3,300円	1,166円	4,466円
口径40mm	5,588円	1,166円	6,754円

(6) 各種保険料の減免関係

(ア) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免

【期間】 令和2年2月1日から令和3年3月31日までに普通徴収の納期限(特別徴収は特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されているもの

【減免額】

- ・主たる生計維持者が死亡、重篤な傷病を負った世帯の方：全額免除
- ・主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方：前年の合計所得金額に応じた減免割合

(イ) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る後期高齢者医療保険料の減免

【期間】 令和2年2月1日から令和3年3月31日までに普通徴収の納期限(特別徴収は特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されているもの

【減免額】

- ・主たる生計維持者が死亡、重篤な傷病を負った世帯の方：全額免除
- ・主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方：前年の合計所得金額に応じた減免割合で減額

(ウ) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る介護保険料の減免

【期間】 令和2年2月1日から令和3年3月31日までに普通徴収の納期限(特別徴収は特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されているもの

【減免額】

- ・主たる生計維持者が死亡、重篤な傷病を負った世帯の方：全額免除
- ・主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方：前年の合計所

得金額に応じた減免割合で減額

(7) 傷病手当金

(ア) 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給(国民健康保険)

【期間】 令和2年1月1日から令和2年9月30日まで

ただし入院が継続する場合は最長1年6月まで

【支給対象日】 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日

【支給額】 直近の継続した3月間の給与等の収入の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に相当する金額(1日当たり)

【支給期間】 支給を始めた日から起算して1年6月を超えない期間

(イ) 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給(後期高齢者医療)

【期間】 令和2年1月1日から令和2年9月30日まで

ただし入院が継続する場合は最長1年6月まで

【支給対象日】 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日

【支給額】 直近の継続した3月間の給与等の収入の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に相当する金額(1日当たり)

【支給期間】 支給を始めた日から起算して1年6月を超えない期間

(8) 各種税の軽減関係

(ア) 申告期限及び納付期限の延長

外出自粛により銀行等での窓口納付が困難な納税義務者からの申し出により、固定資産税・都市計画税の納付期限(第1期・4月30日)を6月30日まで、軽自動車税の納付期限(6月1日)を7月31日まで、それぞれ延長した。

また、外出自粛や在宅勤務等のやむを得ない理由により期限内の申告・納付が困難な法人に対して、法人市民税及び事業所税の申告・納付期限を延長した。

(イ) 徴収猶予の特例の創設

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置」(令和2年4月7日閣議決定)に伴い、収入が大幅に減少した納税義務者に対して、無担保・延滞金なしで1年間、徴収猶予できる特例を創設し運用を開始

(令和2年5月1日市税条例改正)

(ウ) その他の特例措置の創設・拡充

上記(イ)の閣議決定に伴い、以下の特例措置を創設・拡充

(令和2年6月29日市税条例改正)

- ・中小事業者等が所有する償却資産・事業用家屋に係る固定資産税・都市計画税の軽減措置の創設
- ・生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充
- ・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長
- ・住宅ローン控除の適用要件の弾力化
- ・寄附金税額控除の対象拡充(中止・延期等となった行事等)

(9) その他

(ア) 市営住宅の一時提供

市内在住又は在勤の方で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による解雇等により、住居の退去を余儀なくされた方に、居住の安定を図り自立を支援するため、一時的に使用できるよう市営住宅の提供を開始した。

(イ) 子育て世帯臨時特別給付金

国の施策として子育て世帯を支援するため、児童手当(本則給付)を受給する0歳から中学生のいる世帯(令和2年3月31日時点)に対して臨時特別給付金を支給した。

広報紙やホームページにより周知するとともに、5月22日には公務員を除く対象者に個別案内を送付のうえ6月中には支給を完了し、公務員については6月1日から申請受付を開始し、7月末の支給を予定している。

また、同じく国の施策として低所得のひとり親世帯に対する臨時特別給付金についても6月議会において予算の補正を行い、児童扶養手当を受給しているひとり親世帯へは7月末の支給を予定している。

(ウ) 妊婦へのマスク配布

感染拡大防止対策の一環として、5月12日より特に感染リスクの高い妊婦に対して1人10枚のマスク配布を開始した。広報紙やホームページで周知するとともに、すでに母子健康手帳を交付済みの方に対しては直接郵送し、その後は随時、手続きの際に配布している。

(エ) マスク及び応援メッセージの募集

感染拡大に伴いマスクが不足している医療関係団体や福祉施設等を支援するため、5月14日より市役所・ラポルテ市民サービスコーナー、市内12か所の各郵便局、市内5か所のコープこうべ各店舗にマスクポストを設置し、市民にマスクと医療従事者等への応援メッセージの募集を行った。いただいたマスクは、マスクを必要とされている医療関係団体、高齢者施設、障がい者施設、教育施設へ提供した。

(オ) 自転車駐車場学割定期利用料金の返還

学生に対して「新型コロナウイルス感染対策」による学校の臨時休業に伴う、4月・5月分の市営自転車駐車場の学割定期利用料の返還を行った。

【感染対策等による影響への対応(経済的支援(個人))】

- 令和2年4月20日、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金事業(令和2年4月20日時点では仮称)が実施されることになりました。
- 本市においても、住民基本台帳に登録されている方(基準日:令和2年4月27日)を対象とした特別定額給付金事業を実施し、その実績は次のとおりとなりました。

本市における特別定額給付金事業の概要		
申請期間	令和2年5月1日～令和2年8月24日	
1人当たりの給付額	100,000円	
給付実績	対象数	95,970人(45,198世帯)
	申請件数	45,001件
	支給数	95,686人
	支給総額	9,568,600,000円
	給付率	99.7%

- また、世帯全員の住民税均等割りが非課税の世帯、及び新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯(家計急変世帯)に対して、令和3年度・令和4年度に、1世帯当たり10万円の臨時特別給付金の給付事業を実施しました。加えて、令和4年度には同様の世帯を対象に、電力・ガス・食料品等の価格高騰を受けた緊急支援給付金(1世帯当たり5万円)を実施しました。

本市における住民税非課税世帯等臨時特別給付金の概要		
申請期間	令和4年2月17日～令和4年10月31日	
1世帯当たりの給付額	100,000円	
給付実績	対象数	12,429世帯(確認書等送付世帯数)
	申請件数	非課税世帯: 11,365件 家計急変世帯: 181件
	支給数	非課税世帯: 11,298世帯 家計急変世帯: 161世帯
	支給総額	非課税世帯: 1,129,800,000円 家計急変世帯: 16,100,000円

本市における電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の概要		
申請期間	令和4年11月25日～令和5年1月31日	
1世帯当たりの給付額	50,000円	
給付実績	対象数	10,720世帯(確認書等送付世帯数)

	申請件数	非課税世帯： 9,743件 家計急変世帯： 84件
	支給数	非課税世帯： 9,696世帯 家計急変世帯： 83世帯
	支給総額	非課税世帯： 484,800,000円 家計急変世帯： 4,150,000円

- 令和2年の時点において、本市でも、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により収入減少・離職に関する相談の増加や、生活困窮状態に陥る世帯の増加がみられました。そこで、「中間まとめ」の記載のように、市の自立相談支援事業(市が社会福祉法人芦屋市社会福祉協議会に委託して実施)において、生活福祉資金・緊急小口資金(新型コロナウイルス特例貸付)及び総合支援資金(新型コロナウイルス特例貸付)を活用した支援を実施するとともに、それらの貸付の相談を入口とした生活困窮者自立相談支援事業への接続に取り組みました。

その後、流行の長期化に伴い、総合支援資金再貸付、住居確保給付金再支給、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金など追加支援策の相談支援対応を実施するとともに、令和4年5月からは、相談員と共に世帯の家計の見直しをすることで収支バランスの改善を図る事業(家計改善支援事業)を実施する等、自立相談支援の取組を進めました。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業の概要		
実施期間	令和3年6月28日～令和5年3月31日 初回申請受付開始：令和3年7月1日 再支給申請受付開始：令和3年12月1日	
支給額(月額)	単身世帯：6万円 2人世帯：8万円 3人以上の世帯：10万円	
支給期間	初回申請：3か月 再支給申請：3か月	
給付実績	対象数	初 回 申 請： 799世帯 再支給申請： 137世帯
	申請件数	初 回 申 請： 240件 再支給申請： 125件
	支給決定数	初 回 申 請： 187件 再支給申請： 104件
	支給総額	初 回 申 請：36,140,000円 再支給申請：22,700,000円
	支給率	初 回 申 請： 23.4% 再支給申請： 75.9%

- 特別定額給付金をはじめとした給付金の支給に当たっては、国の事業決定から迅速な支給に取り組みました。実施体制やシステムの運用をはじめ多くの検討が必要となりましたが、職員の体制の整備や、他部署の職員の応援等によって事業を実施することができました。また、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業においても、限られた人員で申請処理を行う状況が発生する等、緊急的な対応における庁内の連携・支援の重要性が示唆されました。

住居確保給付金事業では要件の審査に時間が必要となりましたが、この審査を通して、申請者が抱えている課題の状況の把握につながりました。このことから、経済的施策を入口として、申請者が抱える課題を世帯全体として捉え、必要に応じて生活困窮に関する庁内外の関連部署と連携して支援することの重要性が示唆されました。

- 水道・下水道基本料金については、「中間まとめ」の記載のとおり、水道基本料金及び下水道基本使用料の6か月間(令和2年5月検針分から)の免除を行ったほか、外出自粛により銀行等での税の窓口納付が困難な方に対して、(その申し出により)納期限を延長するなどの取組も行いました。

免除

**水道・下水道の
基本料金の免除**



芦屋市独自支援策(追加分)として全ての給水契約者(官公署を除く)の水道基本料金と下水道基本使用料を6カ月間、全額免除します。

■免除額例

【口径13mm】	上下水道免除額計	9,438円(6カ月分)
【口径20mm】	上下水道免除額計	10,956円(6カ月分)
【口径25mm】	上下水道免除額計	13,398円(6カ月分)

※従量料金については、免除の対象にはなりません。

※申し込みや手続きは不要です。

■免除の開始時期と期間

5月検針(6月請求)または6月検針(7月請求)から6カ月間

※市内各町により検針時期が異なります。詳しくは市ホームページで確認ください。

■問い合わせ 上下水道部水道管理課 ☎38-2080

* 「広報あしや」令和2年6月号における、水道・下水道料金の免除に関する記事

- 新型コロナウイルス感染症への対応においては、感染症法に基づく就業制限が適用されましたが、それにより休業する間の収入の確保も課題となりました。

そこで、国の取扱いを踏まえて、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われる国民健康保険及び後期高齢者医療制度に加入している被用者等が、仕事を欠勤することにより給与等の全部または一部の支払いを受けることができなくなった場合に、手当金(傷病手当金)を支給する事業を行いました。

また、新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合や、事業収入等が減少した方に、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料を減免する取組も実施しました。

□ 各種税の軽減等に関する取組を、次のとおり実施しました。

対応	内容	備考(主な実績・影響等)
申告・納付 期限の延長	【納付期限の延長(令和2年度)】 ①固定資産税・都市計画税第1期 4月30日の期限を6月30日まで延長 ②軽自動車税(種別割) 6月1日の期限を7月31日まで延長 【申告・納付期限の延長(令和2年度～5年度)】 ③法人市民税及び事業所税 適宜延長を実施	適用件数 ① 2,515件 ② 130件 ③ 395件
徴収猶予制度 の特例	【特例の対象等】 ①令和2年2月以降の1か月以上の期間の事業等に係る 収入が前年同期▲20%以上で、一時に納付・納入する ことが困難なもの ②納期限が令和3年2月1日までに到来する市税 (1年間猶予)	許可実績 195人(641期別) 約1億8千8百万円 (県民税含む)
特例措置等の 創設・拡充等	中小事業者等が所有する償却資及び事業用家屋に係る固定資産税・都市計画税の課税標準額について、売上高の減少に応じて2分の1又はゼロとする軽減措置の創設(令和3年度)	税収 ▲約1億1千4百万円
	生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長(令和3年度～4年度)	—
	軽自動車税(環境性能割)について、税率を1%分軽減する臨時的軽減の延長(令和2年10月1日～令和3年12月31日取得分まで延長)	県が賦課徴収
	イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への個人住民税の寄附金税額控除の適用(令和3年度～4年度)	—
	住宅ローン控除の入居日等の適用要件の弾力化	—
	商業地等及び住宅用地に係る固定資産税・都市計画税について、負担調整措置等により税額が増加する場合は令和2年度の税額に据え置く(令和3年度)	市内全域適用
	商業地等に係る固定資産税・都市計画税について、負担調整措置による課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%(現行5%)とする(令和4年度)	市内全域適用

また、収入減による徴収猶予制度の特例とは別に、外出自粛により金融機関等での納付が困難な納税義務者からの申し出により、令和2年度 固定資産税・都市計画税第1期(4月30日)の納期限を2か月延長する取組を市独自の取組として実施しました。

この取組において電話受付業務を担った担当課では、短期間に約2,200人から申し出の電話があり、その他の業務への影響が生じました。このことから、短期間に多数の問い合わせや申し込みが予想される業務を実施する場合において、関係課との役割分担を含む体制整備や申請の電子化を、一層進めていく必要性が示唆されます。

□ 「中間まとめ」のとおり、令和2年度に感染が拡大するなか、大きな負担と不安を抱えた妊婦の方に対してマスクの配布に取り組みました。また、特別給付金(妊婦臨時特別給付金)を給付する事業も実施しました。

- 子育て世帯に対しては、その生活を支援するため、児童手当(本則給付)を受給する世帯等に対して、対象児童の人数に応じた給付金を支給する事業(子育て世帯への臨時特別給付金事業)を実施しました。

加えて、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなかで、低所得の子育て世帯に対してその実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、給付金(子育て世帯生活支援特別給付金)を支給する事業を行いました。ひとり親世帯に対しても、同感染症の流行の影響により、子育ての負担増加や収入減少など特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえて、臨時特別給付金(ひとり親世帯臨時特別給付金)の給付事業を実施しました。

- 就学の観点からは、市立の小・中学校に就学している児童が学校で安心して勉強できるよう、学校への教育費の支払いにお困りの方に対してその費用の一部を援助する就学援助費の対象に、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を含む家計急変が生じた世帯(基準を満たす世帯)を加える対応を行いました。また、経済的理由により就学が困難な高校生等を対象に奨学金を支給する制度(芦屋市奨学金制度)においても、同様の対応を行い、家計急変が生じた世帯の方を応援する取組を行いました。

**新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、
家計の急変があった世帯の方を、
芦屋市は応援します！**

○家計の急変があった世帯の方とは

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、著しく収入が減少した世帯の方のことです。
(制度ごとに基準があります)

○対象の制度

- ・就学援助費
- ・芦屋市奨学金

家計急変がわかる書類を
ご準備ください！
(様式は、各ホームページを
ご覧ください)



○制度の内容

詳細は、各制度のホームページをご覧ください。芦屋市教育委員会管理課(0797-38-2085)までお問い合わせください。(画像をクリックすると、補助制度の一覧ページに移動します。)

＊ 市のホームページにおける奨学金等に関するご案内

- 新型コロナウイルスの感染拡大の影響などにより経済的に困窮し、生理用品を購入することができない市民、あるいは家庭環境等により生理用品を買ってもらえない若年層の市民を支援するため、防災備蓄の生理用品を活用し、令和3年6月より、市役所など市内5か所の公共施設の窓口にて計300セットを希望者に配布しました。さらに団体からの寄附品を活用し、令和3年11月より市内3か所の公共施設の窓口及びアウトリーチ支援として計250セットの配布を行いました。(※3. 8. 3)

※3. 8. 3 学校等における生理用品配布についても別途実施しました。

(2) 事業者向けの経済的支援(主な取組)

<「中間まとめ」の内容>

【感染対策等による影響への対応(経済的支援(事業者))】

■ 兵庫県からの休業要請を踏まえ、事業者の経営継続を支援するため県と市の協調事業として支援金を給付するとともに、飲食店等食事提供施設やホテル・旅館を営む個人事業主に対しては市独自に支援金を追加支給した。さらに、SNSを活用したテイクアウトやデリバリーの情報発信を市民や事業者に促し、現在は、物販やサービス業も含めて広がりを見せている。

また、金融機関等への融資申請が集中し、融資実行まで長期間を要している状況であったため、無利子・無担保での緊急融資制度を設けたほか、国の家賃支援に先行して、個人事業主向けに事業所賃料支援も実施した。

具体的取組は次のとおり

(1) 緊急融資制度

【対象】 市内に本店(もしくはこれに類する事業所)があり、かつ事業実態がある中小企業・小規模事業者・個人事業主

【期間】 令和2年5月7日から令和2年6月30日まで

【内容】 50万円貸付(無利子・無担保12か月間の据置き後一括返済)

【貸付件数】 101件(令和2年6月末現在)

【貸付額】 5,050 万円(令和2年6月末現在)

(2) 休業要請事業者経営継続支援金(追加支援金)

※4月15日～5月6日の休業要請分

【対象】 ○兵庫県・市町協調の休業要請事業者経営継続支援金の支給決定通知を受けていること。

○芦屋市内に本店事業所(もしくはこれに類する事業所)を置いていること。

○個人事業主であること。

○飲食店等食事提供施設またはホテル・旅館(集会の用に供する部分)を営んでいること。

【期間】 令和2年5月21日から令和2年8月7日までの予定

【内容】 休業等開始日が4月15日～21日…15万円支給

4月22日～28日…10万円支給

4月29日 … 5万円支給

【支給件数】 10件(令和2年6月末現在)

【支給額】 150万円(令和2年6月末現在)

(3) 休業要請事業者経営継続支援金(追加支援休業要請延長分)

※5月7日以降の休業要請分

【対象】 ○兵庫県・市町協調の休業要請事業者経営継続支援金(追加分)の支給決

定通知を受けていること。

○芦屋市内に本店事業所(もしくはこれに類する事業所)を置いていること。

○個人事業主であること。

○飲食店等食事提供施設またはホテル・旅館(集会の用に供する部分)を営んでいること。

【期間】 令和2年7月から令和2年10月までの予定

【内容】 5万円支給

(4) 個人事業主事業所賃料支援

【対象】 ○芦屋市内に事業所・店舗(消費者に対面で販売・サービス提供するものに限る)がある個人事業主

○令和2年5月1日現在、賃貸借契約中であること。

○売上の減少が下記ア～エのいずれかに該当すること。

ア 令和2年3月または4月のいずれか単月の売上が、前年の同じ月との比較で50%以上減少している。

イ 令和2年3月から4月までの2か月間の売上が、前年の同じ期間との比較で30%以上減少している。

ウ 【平成31年4月2日以降に創業した方】令和2年3月または4月のいずれか単月の売上が、創業後の任意の月との比較で50%以上減少している。

エ 【平成31年4月2日以降に創業した方】令和2年3月から4月までの2か月間の売上が、創業後の連続する任意の2か月間との比較で30%以上減少している。

○以下のいずれかの業種を営んでいること。

小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業、学習支援業、医療・福祉業

【期間】 令和2年5月21日から令和2年6月30日まで

【内容】 一律10万円の支給

【支給件数】 292件(令和2年6月末現在)

【支給額】 2,920万円(令和2年6月末現在)

(5) 市内飲食店応援サイト・Instagramでの情報発信

新型コロナウイルス感染拡大により大きな影響を受けている市内の飲食店について、テイクアウトやデリバリー商品の情報を市民、飲食店それぞれから情報発信することにより応援する取組として、令和2年4月27日にInstagram「#芦屋エール飯」を開始した。併せて、ホームページで、有志が運営する同趣旨の取組も紹介し、市内飲食店の方が出演する応援動画も公開した。

また、ステップ2として飲食店などの利用制限が解除されたことに伴い、外食を対象に加え、更に市内物販・サービス事業者を応援する「#芦屋エール店」を同年6月29日

から開始した。

- 現在実施中の支援のうち、中小企業信用保険法に基づくセーフティネット保証及び危機関連保証では、引き続き、認定作業を迅速に行い事業者の資金調達を支援するとともに、県と市の協調事業である休業要請事業者経営継続支援制度の本市独自加算についても、申請書類を集中的に審査し最短期間での支給に努めることにより事業者の資金繰りに寄与していく必要がある。加えて、商工団体等との連携を通じて市内事業者の現状を把握し、時機に応じた支援を今後も引き続き検討していかなければならない。

また、コロナ禍における「新しい生活様式」として推奨されているキャッシュレス決済を活用した事業者支援の取組も実施に向けて検討している。

一方、国、県及び市の実施する事業者支援策が多岐にわたっており、必要な情報が得られなかったという声も寄せられたことから、ホームページや広報紙を中心とする従来の手法に加え、SNS 等新たな周知方法を活用していくことも今後の課題である。

【感染対策等による影響への対応(経済的支援(事業者))】

□ 休業要請事業者経営継続支援金

県からの新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態措置により、県が行なった休業要請を踏まえ、事業者の経営継続を支援するために、県と市の協調事業として、中小法人・個人事業主の方を対象に支援金の支給を実施しました。

□ 休業要請事業者経営継続支援金(追加支援金及び追加支援金休業要請延長分)

上記支援金を受給した個人事業主の方に対して、芦屋市が追加で支援を行う取組を実施しました。

□ 芦屋市事業者支援緊急融資資金貸付事業

金融機関等への融資申請が集中し、融資実行まで長期間を要している状況であったため、政府系金融機関の融資や信用保証協会による信用保証付き融資等を検討している若しくは申請中である芦屋市内の事業者の方で、融資が実行されるまでの事業継続資金が必要な方に対して、50万円を無利子・無担保での貸付けを実施しました。

□ 個人事業主事業所賃料支援補助金

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を受け、芦屋市内に事業所・店舗(消費者に対面で販売・サービスを提供するものに限る)があり、小売業等を営む個人事業主(事業主)の方のうち、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により売り上げが大幅に減少した事業主の方に対して、市内で賃借している事業所や店舗の賃料の補助を実施しました。

□ 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業(第1期～3期)

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、県の要請に応じて営業時間の短縮に協力いただいた事業者の方に対し、県と市が協調し協力金を支給しました。

□ 芦屋市事業者一時支援金

緊急事態宣言等により売り上げが大きく減少しているものの、要件等により国の月次支

援金や県の協力金の対象とならない中小企業及びフリーランスを含む個人事業主の方に対する支援金の交付を実施しました。

□ キャッシュレス決済ポイント還元事業

事業者の応援と厚生労働省が「新しい生活様式」として推奨するキャッシュレス決済の普及促進を目的としたキャッシュレス決済ポイント還元事業を実施しました。

□ 中小企業信用保険法に基づくセーフティネット保証

取引先等の再生手続きの申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者が中小企業信用保険法第2条第4項・第5項に基づく認定申請を行った業者に対し、迅速に認定作業を行い、事業者の資金調達の支援を行いました。

□ 危機関連保証

突発的な出来事で全国的に資金繰りの状況が急激に低下し、中小企業に著しい信用の収縮が生じ、国が危機関連保証を実施する必要があると認めた場合に、売上高が減少している中小企業者が中小企業信用保険法第2条第6項に基づく認定申請を行った業者に対し、迅速に認定作業を行い、事業者の資金調達の支援を行いました。

芦屋でお得にお買い物！最大20%戻ってくるキャンペーン



芦屋市とPayPay株式会社は、コロナウイルス感染症により影響を受けている市内事業者の応援と、厚生労働省が公表した「新しい生活様式」で推奨されているキャッシュレス決済の普及促進を目的に、官民協働で本キャンペーンを実施します。

*市のホームページにおけるキャッシュレス決済ポイント事業のご案内(抜粋)

2 今後の新たな感染症の流行への備え

(1) 個人向けの経済的支援

【感染対策等による影響への対応(経済的支援(個人))】

- 今後の少子高齢化・人口減少の加速化等により、8050問題やダブルケア、ヤングケアラーなどの複雑化・複合化した課題がより進行することが懸念され、そのような状況において感染症の大規模な流行が発生した場合には、これらの課題を背景として、多様な影響が生じる可能性等が懸念されます。
- そのため、平時における取組として、令和4年12月に策定した「芦屋市重層的支援体制整

備事業実施計画(令和4年度(2022年度)～令和8年度(2026年度))」(令和4年12月)に基づき、包括的な支援体制の整備・重層的なセーフティーネットの構築に取り組むなかで、こうした課題への対応を図ることが重要です。

芦屋市重層的支援体制整備事業実施計画 (令和4年度～令和8年度)	
【取組の理念】	
・ 既に取り組んでいる相談支援や地域づくり支援等の拡充を図り、アウトリーチを含む早期的な対応を行うこと ・ アウトリーチを含む早期的な対応を行うこと ・ 本人や世帯を包括的に受け止め支えること ・ 本人を中心に本人の力を引き出す観点で行われること ・ 信頼関係をもとに継続的に行われること ・ 地域住民のつながりや関係性づくりを行うこと	

【取組(プロジェクト)】		
(1)	多機関協働の体制整備	個別支援をベースにしつつ、参加支援や地域づくりを意識して多機関が協働する体制を整備する
(2)	個別支援からの課題抽出・資源創出	個別支援を通じた課題抽出に加え、課題解決のための具体的な実践につなげる
(3)	参加支援の場づくりの取組	社会的に孤立する人が社会参加できる場づくりに取り組む
(4)	地域の社会資源やつながり等を生かした地域づくりの推進	地域の社会資源などを改めて見つめなおした上で、地域づくりを進める
(5)	(1)～(4)を推進する人材育成	本計画を進めていくに当たり、人材の発掘と育成に取り組む

(2) 事業者向けの経済的支援

【感染対策等による影響への対応(経済的支援(事業者))】

- 新型コロナウイルス感染症の流行やその対応に伴い、通信販売やインターネット販売、電子マネー等の利用が進みました。

こうした新たな取組(商習慣等)や、消費者ニーズ(の変化)への対応を課題として地域経済の振興に取り組むことは、その過程において、地域経済の対応力(感染症の流行をはじめとした、状況の変化に対する対応力)の向上につながるものと考えられます。

これまでのビジネスとは異なった「3密の回避」などの新しい生活様式を取り入れるような方法が求められており、これから起こり得る危機に対して危機対応能力の強化ができるよう支援や情報の提供等を行う必要があります。

具体的には、「芦屋市 中小企業・小規模企業振興基本計画(令和5年度～令和9年度)」(令和5年3月策定)に基づき、取組を進めること等が重要です。

基本方針	主な取組
Withコロナに向けて	・ 国県の動向を踏まえた支援を行う。 ・ 関係団体から情報を収集し事業者を提供する。
地域ぐるみで事業所支援	・ 市民に向けて、理解と協力が得られるよう情報提供等を行う。 ・ 関係団体から情報を収集し事業者を提供する。 ・ 災害時等事業継続のための支援を行う。 ・ 芦屋市商工会の経営発達支援計画策定及び実施を支援する。 ・ 芦屋市商工会の市内消費活性化事業と連動し、地産・地消促進事業を実施する。

＊ 「芦屋市 中小企業・小規模企業振興基本計画(令和5年度～令和9年度)」
(令和5年3月策定)における、商工振興に向けた方向性及び主な取組(抜粋)

(3) その他

- 緊急的な事業や、短期間に多数の問い合わせが予想される事業等の実施においては、関係課の役割分担・連携・支援等を含む体制整備が必要となる可能性があります。また、経済的施策は、申請者が抱える課題を捉える機会の1つになり得ることを踏まえて取組を検討することも重要です。
これらの点については、今後、「芦屋市新型インフルエンザ等対策行動計画」を改める^(第1節項番2)際の観点の1つとします。
- 新型コロナウイルス感染症の流行において生じた経済的な影響や、支援のための対応の継承に取り組み、今後の新たな感染症の流行への備えとします。

第9節 芦屋市新型コロナウイルス感染症対策公共施設ガイドライン等の作成・運用

本市では、令和2年2月25日に国から示された「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を踏まえ、同日以降、市主催イベントの中止や延期等の対応を進めました。また、同年3月からは、市内における患者の発生等を契機に、市立施設の閉鎖や利用制限を行いました。

その後、令和2年5月に1回目の緊急事態宣言の解除がなされたことを契機に、翌月からは市立施設の利用を再開していきました。利用の再開に当たっては、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言(令和2年5月4日、5月14日)」を踏まえて、市の施設における感染症対策として実施すべき基本的事項を「芦屋市新型コロナウイルス感染症対策公共施設利用ガイドライン」として整理しました。

各施設においては、施設の状況・特性に合わせた運用や、独自のガイドラインの作成等を行い、感染対策を進めました。

1 新型コロナウイルス感染症への対応

<「中間まとめ」の内容>

【事業等の停止】【事業内容等の変更】【対応に関する方針等の作成・運用】

■ 市主催イベント等の中止

本市においては、令和2年2月25日に国から示された「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を踏まえて、市主催のイベント等の延期または中止を決定し、各施設において順次市民への周知を行った。

この頃には、市職員が一斉に入力できる共有フォルダを作成し、イベントの延期または中止が決定する毎にそれを一覧表に記載の上、ホームページに反映することで周知を図る仕組みも作った。この仕組みは、現時点においても全職員共通のルールとなっている。

■ 市立施設の閉鎖・利用制限

市立施設は、その管理体制も、市直営、指定管理、委託等と運営形態が多様であるため、施設の閉鎖や利用制限が急遽決定したことから、閉鎖当初は、施設によって説明内容に齟齬が生じ混乱を招くこともあったが、その後は、各施設から予約された方に連絡を取り、事情を説明した後、利用料金等についても返金するなどの丁寧な対応に努めた。

緊急事態宣言の解除が見通せるようになった頃には、施設利用のガイドラインの作成が必要との認識から、各施設の所管課と協議・検討を行い、一律の利用制限を設けるのではなく、共通する項目についてのみルールを決定し、必要に応じて各施設の特性や利用状況に合わせた独自のガイドラインを作成することで柔軟な対応を行うこととした。

主な社会教育施設の時系列の対応状況は次のとおり。

- ・ 市民センター・公民館については、令和2年3月11日に市内で患者が発生したことを受け、翌12日から5月末まで臨時休館とし、6月1日から一部利用制限を設けた上で開館し、7月1日から通常どおりの開館とした。
- ・ 図書館については、令和2年3月4日から、利用者が長時間利用し感染リスクの高い

本館2階閲覧室・リフレッシュコーナーを閉鎖し、その後3月12日正午からは本館・分室の休館^(※3.9.1)、4月15日以降は完全休館とした。同年6月1日から開館したが^(※3.9.2)、本館2階は6月23日からの再開とした^(※3.9.3)。

※3.9.1 一部のサービス(予約本のお渡し等)のみ実施

※3.9.2 一部のサービスを制限して開館

※3.9.3 本館2階及び各種サービスを再開

- ・ 体育館・青少年センターについては令和2年3月12日から臨時休館とし、6月1日から一部を除き利用制限を設けての開館とした。同年6月15日にはトレーニングルームを再開し、7月1日からはカフェを除き全館再開した。
- ・ 社会教育施設は、日常から多くの市民が利用する施設ではあるものの、窓口業務は継続していたこともあり、職員が感染拡大防止の趣旨を丁寧に説明することにより、大きな混乱は生じなかった。

■ 市民活動等の状況

緊急事態宣言による外出自粛期間中の自治会や市民活動では、各団体の総会時期と重なり対面での活動ができないため、書面表決による開催やオンラインツールを活用した活動に切り替えるなど、集まらずに開催できる方法を検討し、実施されていた。

あしや市民活動センターにおいても、オンライン相談やオンライン・オフライン両方での事業を開催している。緊急事態宣言解除後も地域でのイベント等の中止が続く中、一部地域では感染症対策を講じてイベントを再開したところ、例年よりも参加者数が増えるなど地域で参加する場が求められている傾向がうかがえる。

また地域の民生委員・児童委員、福祉推進委員は、一人暮らし高齢者等を中心に、手紙のポスティングや電話連絡等による見守り活動を行ったり、集いの場の主催者が参加者に手紙を送付するなど、対面できない中でもつながりが途切れない様に工夫しながら活動を継続していた。緊急事態宣言解除後には、ICTの活用により、再び外出自粛となった場合にも活動が継続できるように話し合いを行っているグループもあった。

しかし、現在も地域の集いの場等では、以前と同様に多くの人が集まり、おしゃべりや合唱を行うことが困難となっている状況や、感染予防から集いの場への参加の自粛を継続されている方もいることから、安心して開催・参加できるように感染予防に配慮した環境整備が求められる。

今後は、社会福祉協議会や地域支え合い推進員等の地域活動を支える専門職とともに先進的な事例の収集と情報の発信等により、新しい活動方法を学び実践していくことが必要である。

【対応に関する方針等の作成・運用】

- 前記のとおり、本市では、市の施設における感染症対策として実施すべき基本的事項をまとめた「芦屋市新型コロナウイルス感染症対策公共施設ガイドライン」を作成し、国や県の

取扱い(対処方針等)の変更を踏まえて、改定を行いながら運用しました。

- 同ガイドラインには、利用定員数の縮小等の規定を設けていましたが、各施設においてはこうした取扱いによる影響も生じました。

具体的には、ガイドラインに基づいて定員を制限することで、施設の一般開放の利用や、実施事業への参加が困難になるといった影響が生じたほか、先着順としていた利用予約の電話が込み合う等の影響も生じました。

こうした影響への対応として、一般開放における利用時間の上限の設定や、予約方法の見直し(インターネット予約の実施)等に取り組みましたが、利用の希望に沿えないケースは発生しました。また、予約を抽選制に変更したことにより、職員の事務が増加するといった影響も生じました。

- 一方で、多数の来館者が見込まれるイベントの開催を見送り、代替のイベントを実施するといった対応も行いましたが、代替のイベントの実施により、施設における事業の周知につながったといった効果もみられました。

「芦屋市新型コロナウイルス感染症対策公共施設ガイドライン」の概要、主な変更履歴等	
追加・変更日	概要
1 利用者に実施していただく事項	
利用の自粛【感染の早期発見と接触の回避・低減】	
R2.5.22	自宅検温し、発熱(37℃以上)又は咳・咽頭痛その他の感冒様症状を呈しているときは利用を控える
利用の禁止(制限)【事業内容等の変更】	
R2.5.22	感染リスクが高い行為の禁止 大きな声を出すこと、歌うこと 息を吹く楽器を使用すること 呼気が大きくなったり激しくなったりする室内運動 調理・会食を伴う行為など
R2.7.1	上記規定の削除
リスクが高い行為における感染対策の強化【事業内容等の変更】【対人距離の確保】	
R2.7.1	- 大きな声を出す、歌う場合 人と人との間隔を十分に空け、対面となる場合はより一層の飛沫防止対策を講じる 複数で発声する場合は、一列または交互に並ぶなど十分な間隔を空け、飛沫防止対策を強化 - 吹奏楽器を使用する場合 より一層間隔を空け、飛沫防止対策を講じる 複数で楽器を演奏する場合は、一列または交互に並ぶなど十分な間隔を空け、飛沫防止対策を強化 - 運動を伴う活動 対面とならないよう配慮(やむを得ず対面となる場合には、より一層の飛沫防止対策を講じる) 呼気が激しくなるような運動(卓球、ダンスなど)を行う場合は、より一層間隔を空け、運動中は大きな声で会話、応援を行わないようにする

	上記以外の運動(ヨガ、踊り、健康体操など)を行う場合は、人と人との間隔を十分に空け、感染防止対策を講じる 調理・会食を伴う活動 調理中はマスクを着用 大皿は避けて料理を個々に分け、他者と共有することのないようにする 座席の配置は十分に距離をとり、対面とならないようにする 飲酒は認められない ※3.9.4 活動中のマスク着用までは求めないが、活動終了後は必ずマスクを着用
R2.9.19	- 発声・歌唱等を行う演者と参加者の距離は、一定の距離(最低2メートル)を確保する規定を追加 - 調理・会食を伴う活動 会食するとき以外は必ずマスクを着用
R2.12.1	- 大きな声を出す、歌う場合 対策(対人距離)の例示を追加(対策マスク着用時は前後1m左右50cm、未着用時は前後2m左右1m等) - 調理・会食を伴う活動 食事時の会話は厳禁とする
R4.6.1	- 大きな声を出す、歌う場合 対策(対人距離)の例示の変更(人と人との間隔をできるだけ2m、最低1mあける) - 調理・会食を伴う活動 マスクの取り扱いの変更(会食するとき以外は、マスク着用の基本的な考え方にに基づき適切にマスクを着用) 消毒に関する規定の追加(手指の消毒設備の設置、設備・備品等の消毒の実施) 換気に関する規定の追加(換気を徹底)
R5.1.1	飲食を行う場合の留意点 飲食時の感染対策(食事中以外のマスク着用、飲食に伴いマスクを外す際の会話自粛等)の徹底や、マスクを外して会話を行う者への個別注意

	等、適切な対策を実施 大皿は避けて料理を個々に分け、他者と共有することのないようにする 座席の配置は十分に距離をとり、対面とならないようにする 飲酒は認められない ・ 備品の共用等 備品等を飛沫がかかる状態で共用することは避ける 備品等を共用する場合は、使用後に、当該備品等や各自の手指の消毒を適切に行う等、接触感染対策を行う ・ イベントで感染者が発生した際、参加者への注意喚起等を実施する
R5.3.1 (3.13適用)	・ 飲食を行う場合の留意点 重症化リスクが高い方等への、より一層の配慮を依頼 大皿は避けて料理を個々に分け、他者と共有することのないようにする 座席の配置は十分に距離をとり、対面とならないようにする 会話は控えめに 飲酒は認められない ・ 備品の共用等 備品等を共用する場合は、使用後に、当該備品等や各自の手指の消毒を適切に行う等、接触感染対策を行う ・ イベントで感染者が発生した際の、参加者への注意喚起等
利用定員数の縮小【事業内容等の変更】【対人距離の確保】	
R2.5.22	・ 各室に定められた利用定員数の半分以下を上限
R2.9.19	・ 各室に定められた利用定員数の半分以下を上限 ・ 大声での歓声・声援等を発すること又は歌唱することが見込まれないことを前提としうる場合は、利用定員数の上限までの人数での利用を可能とする
R3.1.13	・ 緩和規定(利用定員数の上限までの人数での利用を可能とするもの)を削除

(1.18 適用)	
R3.3.4 (3.8 適用)	- 各室に定められた利用定員数の半分以下を上限 - 大声での歓声・声援等を発すること又は歌唱することが見込まれないことを前提としうる場合は、利用定員数の上限までの人数での利用を可能とする
R3.5.10 (5.12適用)	緩和規定(利用定員数の上限までの人数での利用を可能とするもの)を削除
R3.6.18 (6.21適用)	- 各室に定められた利用定員数の半分以下を上限 - 大声での歓声・声援等を発すること又は歌唱することが見込まれないことを前提としうる場合は、利用定員数の上限までの人数での利用を可能とする
R3.8.18 (8.20適用)	緩和規定(利用定員数の上限までの人数での利用を可能とするもの)を削除
R3.9.30 (10.1適用)	- 各室に定められた利用定員数の半分以下を上限 - 大声での歓声・声援等を発すること又は歌唱することが見込まれないことを前提としうる場合は、利用定員数の上限までの人数での利用を可能とする
R4.6.1	「大声での歓声・声援等を発すること又は歌唱することが見込まれないことを前提としうる場合」の定義に下記を追加 調理・会食を伴う活動(例:調理実習、講話や調理後に会食するなど)を行う場合において飲食店等に係る県の認証基準と同等の対策を講じられない場合を含む
R5.1.1	各室に定められた利用定員数での利用が可能 ただし、大声を出すとき(※3.9.5)は、利用定員数の1/2までの利用 ※3.9.5 考え方は次のとおりとする ■「大声」 …利用者等が、反復・継続的に通常よりも大きな声量で声を発すること (合唱やコーラス、カラオケ、詩吟、民謡、吹奏楽器の演奏、呼気が激しくなる運動(例:卓球、ダンスなど)を含む)

	■「大声を出さないとき」 …「大声」が発生しないための必要な対策(大声を出す者への個別注意・退場措置を行うことの事前周知や、その実施等)を十分に施している場合 ■「大声を出すとき」 …「大声を出さないとき」に該当しない場合
R5.2.6	- 各室に定められた利用定員数での利用が可能 - ただし、本ガイドラインの趣旨(感染拡大防止)を踏まえ、「三密」の回避(対人距離の確保を含む)等の基本的な感染対策を前提とした利用を依頼 - 特に、合唱やコーラス、カラオケ、詩吟、民謡、吹奏楽器の演奏、呼気が激しくなる運動(例:卓球、ダンスなど)等を行う場合は、スペースに余裕をもった利用を検討する等、利用者の皆様の健康を守る観点から、感染拡大防止への一層の配慮をお願いする
マスクの着用【個人防護具の着用等】	
R2.5.22	来場する際は必ずマスクを着用
R2.9.19	上記に加えて、貸室利用時も必ずマスクを着用
R4.6.1	マスクについては、着用をお願いする場合とそうでない場合があるため、常時ご持参いただき、適切な対応をお願いする(マスクの着用に係る基本的な考え方が示されたことによる対応)
R5.1.1	- マスクは不織布マスクを推奨する(ガイドラインへの明記) - マスクの着用をお願いしない場合においても、咳・くしゃみエチケットの徹底を依頼 - 主催者(代表者)は、参加者がマスクを忘れた場合に備えてマスクを準備すること
R5.3.1 (3.13適用)	マスクの着用については個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることを基本とするが、重症化リスクが高い方等への配慮を行う観点から、以下の対応への協力を依頼する。 - 施設の共用スペース(食堂やカフェ、トイレ、待合スペース等)においては、重症化リスクが高い方等の利用を想定し、以下のいずれか(下記(ア)又は(イ))の対応を行うこと (ア) マスクを着用する。 (イ) マスクを着用しない場合には、他の利用者との距離を大きく確保し、 - 会話を控える等、感染防止への配慮を行う。

	- 施設の共用スペース以外においては、マスクの着用は求めないが、重症化リスクが高い方を含め、参加者が快適に楽しむことができる環境づくりを図るための対応を、イベントの内容等に応じて検討すること。 <例> 座席を設ける場合には、重症化リスクが高い方等の利用を想定した優先座席を設定する(座席の配置の工夫)。 参加有無の判断等に資するため、イベントの開催案内等に感染対策の状況を明記する。 ※3.9.6 上記は一例であり、イベントの内容等に応じて検討 - マスクを着用しない場合においても、咳・くしゃみのエチケットの徹底への協力を依頼 - 上記の取扱いに加えて、イベント主催者等が出演者や参加者等に対して、感染対策上の理由等によりマスクの着用を求めることは許容される - 学校、医療機関、高齢者施設等、施設毎の個別の考え方が国・県により整理されている場合は、その考え方を適用することとする
手洗い、手指消毒【手洗い・手指消毒】	
R2.5.22	入り口においてアルコール消毒又は石鹸による手洗いを必ず実施
R5.1.1	上記に加え、各自でこまめな手洗い・手指消毒(手洗いは30秒程度、石鹸・消毒薬の利用)を実施
対人距離の確保【事業内容等の変更】【対人距離の確保】	
R2.5.22	受付に並ぶときや座席に座るときなどは、できるだけ2メートル(最低1メートル)の距離を確保
R2.9.19	- 受付に並ぶとき、座席に座るとき、活動するときなどは、人と人とが接触しない程度の距離を確保 - 混雑時には身体的距離(最低1メートル)を確保
R5.1.1	受付に並ぶとき、座席に座るとき、活動するときなどで、大声を出さないとき(※3.9.7)は、少なくとも、人と人とが接触しない程度の距離を確保 ※3.9.7 考え方は次のとおりとする ■「大声」 …利用者等が、反復・継続的に通常よりも大きな声量で声を発すること (合唱やコーラス、カラオケ、詩吟、民謡、吹奏楽器の演奏、呼気が激しくなる運動(例:卓球、ダンスなど)を含む) ■「大声を出さないとき」 …「大声」が発生しないための必要な対策(大声を出す者への個別注意・退場措置を行うことの事前周知や、その実施等)を十分に施している場合

	■「大声を出すとき」 …「大声を出さないとき」に該当しない場合 ・ 上記以外の場合は、身体的距離(できるだけ2メートル、最低1メートル)を確保 ・ 参加者同士又は参加者と鑑賞者が対面となる場合は、2メートル以上の確保に努める
R5.2.6	・ 少なくとも、人と人とが接触しない程度の距離を確保 ・ 上記の上で、本ガイドラインの趣旨(感染拡大防止)を踏まえ、身体的距離(できるだけ2メートル(参加者同士が対面となる場合等を含む)、最低1メートル)の確保を図る等、感染の拡大防止に努める
トイレの利用【排出物等の処理】	
R2.5.22	飛沫を防止するため、トイレの蓋を閉めて汚物等を流す
休憩スペース【事業内容等の変更】【対人距離の確保】	
R2.5.22	・ できるだけ2メートル(最低1メートル)の対人距離を確保 ・ 真正面での飲食や会話をしない
R2.9.1	・ 対人距離について、人と人とが接触しない程度の距離を確保する(混雑時には身体的距離(最低1メートル)を確保)
R5.1.1	・ 大声を出さないとき(※3.9.8)、人と人とが接触しない程度の距離を確保 ※3.9.8 考え方は次のとおりとする ■「大声」 …利用者等が、反復・継続的に通常よりも大きな声量で声を発すること (合唱やコーラス、カラオケ、詩吟、民謡、吹奏楽器の演奏、呼気が激しくなる運動(例:卓球、ダンスなど)を含みます) ■「大声を出さないとき」 …「大声」が発生しないための必要な対策(大声を出す者への個別注意・退場措置を行うことの事前周知や、その実施等)を十分に施している場合 ■「大声を出すとき」 …「大声を出さないとき」に該当しない場合 ・ 上記以外の場合は、身体的距離(できるだけ2メートル、最低1メートル)を確保

	・ 真正面での飲食や会話をしないようにする
R5.2.6	・ 少なくとも、人と人との接触しない程度の距離を確保 ・ その上で、本ガイドラインの趣旨(感染拡大防止)を踏まえ、身体的距離(できるだけ2メートル、最低1メートル)の確保を図ることや、真正面での飲食や会話を避けること等、感染の拡大防止に努める
換気【換気・空気清浄】	
R2.5.22	・ 原則30分に1回5分程度の換気を実施
R5.1.1	・ 機械換気による常時換気又は窓開け換気を実施
消毒【備品等の消毒】	
R2.5.22	・ 椅子・テーブル等の備品やドアノブなど人が触れる部分については、利用後に消毒を行うよう努める
R5.5.1	・ 上記の消毒について、備品等の使用状況に応じて、実施に努めるものとする
ごみの廃棄【排出物等の処理】	
R2.5.22	・ 使用済みのマスクは持ち帰る ・ 鼻水や唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れ密閉して廃棄
コロナ追跡アプリ等の活用【感染の早期発見と接触の回避・低減】	
R2.9.19	・ 入場する際に入り口に掲示している、「兵庫県新型コロナ追跡システム」のQRコードを読み取って登録することを依頼(スマートフォン等をお持ちでない方は不要)
R4.4.1	上記規定の削除(令和4年3月31日で運用終了のため)
利用時間の短縮【事業内容等の変更】	
R3.1.13 (1.18 適用)	・ 午後8時で施設を閉館する
R3.2.25	・ 令和3年3月1日から、午後9時で施設を閉館する予定とする
R3.3.4 (3.8 適用)	・ 午後9時で施設を閉館する

R3.4.2 (4.5適用)	・ 午後8時で施設を閉館する
R3.5.10 (5.12適用)	・ 午後7時で施設を閉館する
R3.5.31 (6.1適用)	・ 午後8時で施設を閉館する
R3.7.9 (7.12適用)	・ 午後8時30分で施設を閉館する
R3.7.30 (8.2適用)	・ 午後8時で施設を閉館する
R3.9.30 (10.1適用)	・ 午後9時で施設を閉館する
R3.10.21 (10.22適用)	・ 時短要請を解除
2 施設管理者において実施する事項	
施設利用の注意点の明示【感染症に関する情報の発信】	
R2.5.22	・ ホームページ及び施設の入り口などにおける明示を徹底する
施設の利用禁止【事業内容等の変更】	
R2.5.22	感染リスクが高い行為を禁止する ・ 大きな声を出すこと、歌うこと ・ 息を吹く楽器を使用すること ・ 呼気が大きくなったり激しくなったりする室内運動 ・ 調理・会食を伴う行為など

R2.7.1	・ 規定の削除
マスク着用の周知・確認【 個人防護具の着用等 】【 感染症に関する情報の発信 】	
R2.5.22	・ 着用した上で来場するよう周知する
R2.9.19	・ 上記に加え、マスクをお持ちでない方がおられた場合は、主催者(代表者)側でマスクを準備し、着用率100%となるよう注意喚起を行う
R4.6.1	・ マスクを持参して来場するよう周知する ・ マスクをお持ちでない方がおられた場合は、主催者(代表者)側でマスクを準備し、適切な着用が行われるよう注意喚起を行う
R5.1.1	・ 上記に加え、咳・くしゃみのエチケットの徹底についても注意喚起を行う
手洗い場所の確保等【 手洗い・手指消毒 】	
R2.5.22	・ 入口付近にアルコール消毒液等を配置する
R5.1.1	・ 入口付近にアルコール消毒液等を配置するとともに、こまめな手洗いや手指消毒(手洗いは30秒程度、石鹸・消毒薬の利用)を呼び掛ける ・ 各室内(会議室・集会室等)にもアルコール消毒液等を配置するよう努める ・ 飛沫がかかる状態での備品等の共用を避けるように周知する ・ 備品等を共用する場合は、使用後に、使用後に当該備品等や各自の手指消毒を適切に行うことを周知する
来場者の体調の確認【 感染の早期発見と接触の回避・低減 】	
R2.5.22	・ 自宅で検温をしていただき、37℃を超える発熱がある場合は入館又は入場をお断りする場合があることを周知 ・ 検温していない来場者には検温を実施し、37℃を超える発熱がある場合は、本人に体調等を確認のうえ、場合により入館・入場をお断りする
R2.12.1	・ 「37℃を超える」を「37℃以上」に修正
窓口での感染防止策【 個人防護具の着用等 】	
R2.5.22	・ 対面する窓口では、透明ビニールカーテン等により来館者との間を遮蔽
R5.1.1	・ 対面する窓口では、必要に応じて、パーテーション等(換気を妨げない方法とする)による飛沫感染防止対策を行う
換気【 換気・空気清浄 】	
R2.5.22	・ 原則30分に1回5分程度、下記のとおり換気することを周知(換気ができない場合は利用不可とする) - 窓が2か所あり完全に空気を入れ替えることが望ましい(機械換気でも可)

	窓がない場合は入口を開放し、扇風機を使用するなど工夫を要する
R5.1.1	・ 屋内施設については、施設利用者に対して換気の実施(「1 利用者に実施していただく事項」に規定するもの)について周知する ・ 休憩スペース等の換気を同様の方法で実施する ・ 換気能力を確保するため、換気設備の適切なメンテナンス等に取り組む ・ 換気が困難な場合は利用不可とする
館内の消毒等【排出物等の処理】【備品等の消毒】【対人距離の確保】	
R2.5.22	・ 1日2回(午前と午後)以上、アルコールで館内を消毒 ・ トイレの消毒、使用等について、次のとおりとする 不特定多数が接触する場所は、使用頻度に応じてアルコールで清拭消毒を行う トイレの蓋を閉めて汚物等を流すよう表示する 混雑するときは、できるだけ2メートル(最低1メートル)の間隔を空けた整列を促す
R2.9.19	・ 上記のうち、「混雑するときは、できるだけ2メートル(最低1メートル)の間隔を空けた整列を促す」を「混雑するときは、身体的距離(最低1メートル)を確保して整列を促す」に改める
R5.1.1	・ 不特定多数が接触する場所を中心に、使用頻度に応じてアルコール等で適切に消毒を行う ・ 利用者に対して、備品やドアノブなどの人が触れる部分について、利用後に消毒を行うよう努めて頂くことを周知する ・ トイレの蓋を閉めて汚物等を流すよう表示する
休憩スペース【事業内容等の変更】【換気・空気清浄】【備品等の消毒】【対人距離の確保】	
R2.5.22	・ 一度に休憩する人数を減らし、真正面での飲食や会話をしないよう掲示により周知 ・ 屋内スペースは常時換気することに努める ・ 共有する物品(テーブル、椅子等)は、定期的にアルコールで消毒
R2.9.19	・ 人と人とが接触しない程度の距離を確保するよう周知(ただし、混雑時には身体的距離(最低1メートル)を確保するとともに真正面での飲食や会話をしないよう掲示するなどして周知) ・ 屋内スペースは常時換気することに努める

	共有する物品(テーブル、椅子等)は、定期的にアルコールで消毒
R5.1.1	項目の削除(関係する内容は、「換気」や「館内の消毒等」の規定等に整理)
ゴミの廃棄【排出物等の処理】	
R2.5.22	- 使用済みのマスクは持ち帰るよう掲示 - 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して廃棄するよう周知 - ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用(ゴミの回収を委託している場合は、マスクや手袋は委託事業者に準備してもらう)
施設内で体調を崩し感染が疑われる者が発生した場合等の対応【感染の早期発見と接触の回避・低減】	
R2.5.22	- 速やかに別室へ移し、隔離する - 対応する職員は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じる - 帰国者・接触者相談センターに連絡し、必要に応じて救急搬送を要請する
R2.12.1	上記の規定のうち、連絡先を「発熱等受診・相談センター(帰国者・接触者相談センター)」に改める
R5.1.1	- 速やかに別室へ移し、隔離する - 対応する職員は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じる。 - 必要に応じて救急搬送を要請する - 主催者(代表者)に対して、イベントの規模に応じて、関係機関への連絡・報告等の必要な対応を行うように求める
コロナ追跡アプリ等の活用【感染の早期発見と接触の回避・低減】	
R2.9.19	入り口に「兵庫県新型コロナ追跡システム」のQRコードを掲示し、来場時にQRコードの読み取り登録を促す(スマートフォン等をお持ちでない方は不要)
R4.4.1	上記規定の削除(令和4年3月31日で運用終了のため)
利用時間の短縮【事業内容等の変更】	
R3.1.13 (1.18 適用)	午後8時で施設を閉館する
R3.2.25	令和3年3月1日から、午後9時で施設を閉館する予定とする
R3.3.4	午後9時で施設を閉館する

(3.8 適用)	
R3.4.2 (4.5適用)	午後8時で施設を閉館する
R3.5.10 (5.12適用)	午後7時で施設を閉館する
R3.5.31 (6.1適用)	午後8時で施設を閉館する
R3.7.9 (7.12適用)	午後8時30分で施設を閉館する
R3.7.30 (8.2適用)	午後8時で施設を閉館する
R3.9.30 (10.1適用)	午後9時で施設を閉館する
R3.10.21 (10.22適用)	時短要請を解除
3 その他の規定	
利用者名簿の作成等【感染の早期発見と接触の回避・低減】	
R2.5.22	・ 感染者が出た場合に感染経路の特定を可能にするため、施設利用者の名簿を作成 ・ 貸室の場合は、イベント・会議等の申請者(代表者)に名簿の作成を依頼し、貸室利用後、1か月間は申請者(代表者)に適正な管理を求める ・ 名簿作成に際しては、感染が発生した場合に、申請者(代表者)から芦屋健康福祉事務所など公的機関へ提出することを明示しておく ・ 館内の利用者の場合は、常時不特定多数の人が出入りする施設まで名簿の作成を求めるものではないが、一定時間利用者がとどまる自習室等においては、利用者に名簿への記入を依頼する等名簿の作成に努めることとする
R5.1.1	・ 感染拡大防止対策の観点からの利用者名簿の作成は不要とする

	- 参加人数(「一時」の参加人数とする)が 5,000 人超、かつ収容率 50%超・人と人が触れ合わない程度の間隔で開催するイベントについては、県に「感染防止安全計画」を提出 - 上記への該当有無にかかわらず、主催者(代表者)は「施設利用時の新型コロナウイルス感染症対策確認シート」(以下「確認シート」とする。)を事前に作成し、利用施設に提出する - 施設管理者は、提出を受けた確認シートについて、イベント終了日から1年間保管する - 感染拡大の防止を図るため、主催者(代表者)は、次のことに取り組む 不特定の者が参加するイベント等を開催するときは、開催案内に感染対策の内容を記載する等により、参加者への事前周知を図る 参加者が特定される場合には、参加者に感染対策の内容を伝えるようにする - イベントで感染者が発生した場合、主催者(代表者)は、参加者への迅速な周知・注意喚起を行う - クラスターの発生や感染防止策の不徹底などの問題が生じた場合には、主催者(代表者)は、速やかに利用施設と芦屋健康福祉事務所に報告する - 報告を受けた施設管理者は、速やかに市の新型コロナウイルス感染症対策本部事務局に報告する。 - 必要な対応が生じた場合には、施設管理者及び利用者は、係る対応を実施する
4 市主催イベント・大会等の開催について	
収容率及び人数の上限【事業内容等の変更】【対人距離の確保】	
R2.5.22	- 屋内施設…上記1～3の感染防止対策を実施のうえ、参加者が100人以下で、かつ施設利用定員の半分以下の参加人数で実施 - 屋外施設…上記1～3の感染防止対策を実施のうえ、参加者が200人以下で、かつ人との距離を十分に確保した上で実施
R2.7.1	厚生労働省が示す目安を参考に、開催を検討する
R2.7.23	- 屋内施設…50%または上限5,000人のうち、小さい方を限度 - 屋外施設…十分な間隔(できれば2m)または上限5,000人のうち、小さい方を限度
R2.9.19	- 収容率 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの…100%以内(席がない場合は適切な間隔) 大声での歓声・声援等が想定されるもの…50%以内(席がない場合は適切な間隔) - 人数上限

	収容人数 10,000 人超⇒収容人数の 50% 収容人数 10,000 人以下⇒5,000 人 ○人数上限及び収容要件による人数のいずれか小さい方を限度
R2.12.1	収容率の規定の一部変更 大声での歓声・声援等が想定されるもの…50%以内(席がない場合は十分な間隔(1m))
R3.1.13 (1.18 適用)	- 屋内施設…収容率50%以内又は人数上限5,000人のいずれか小 - 屋外施設…人と人との距離を十分に確保できること(できるだけ2m)又は人数上限5,000人のいずれか小
R3.3.4 (3.8 適用)	- 収容率 大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの…100%以内(席がない場合は適切な間隔(密が発生しない程度の間隔)) 大声での歓声・声援等が想定されるもの…50%以内(席がない場合は十分な間隔(1m)) - 人数上限 5,000人以下又は収容定員の50%以内(≦10,000人)のいずれか大きい方 ○人数上限及び収容要件による人数のいずれか小さい方を限度
R3.4.2 (4.5適用)	人数上限の規定の変更 5,000人以下
R3.5.10 (5.12適用)	原則、延期または中止する
R3.6.18 (6.21適用)	- 収容率 大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの…100%以内(席がない場合は適切な間隔(密が発生しない程度の間隔)) 大声での歓声・声援等が想定されるもの…50%以内(席がない場合は十分な間隔(1m)) - 人数上限 5,000人以下 ○人数上限及び収容要件による人数のいずれか小さい方を限度
R3.8.18 (8.20適用)	収容率 収容定員の50%以内

	人数上限 5,000人
R3.9.30 (10.1適用)	- 収容率 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの…100%以内 大声での歓声・声援等が想定されるもの…50%以内(異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)内では座席間隔を設けなくともよい) - 人数上限 5,000人以下 ○人数上限及び収容要件による人数のいずれか小さい方を限度
R4.6.1	「感染防止安全計画」を策定する場合(5,000人超かつ収容率50%超) - 収容率 100%以内(大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの) - 人数上限 収容定員まで 上記以外の場合 - 収容率 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの…100%以内 大声での歓声・声援等が想定されるもの…50%以内 - 人数上限 5,000人以下又は収容定員50%以内のいずれか大きい方 ○人数上限及び収容要件による人数のいずれか小さい方を限度
R5.1.1	本ガイドライン及び関係するガイドライン等に基づく対策を行い、実施

- 社会体育施設(※3.9.9)についても、基本的な考え方は「芦屋市新型コロナウイルス感染症対策公共施設ガイドライン」に共通しますが、運動を行うという利用上の特性を踏まえて、別途、ガイドラインを作成する必要性がありました。

そこで、「芦屋市新型コロナウイルス感染症対策社会体育施設の利用ガイドライン」を整理して、対応を行いました。

※3.9.9 体育館・青少年センター(競技場(1)(2)・剣道場・柔道場・弓道場・多目的室(1)(2)(3)・大会議室・第2研修室・トレーニングルーム)・川西運動場・中央公園野球場・中央公園芝生広場・東浜庭球場・西浜庭球場・芦屋公園庭球場・海浜公園水泳プール・朝日ヶ丘公園水泳プール

「芦屋市新型コロナウイルス感染症対策社会体育施設の利用ガイドライン」における
場面に応じた工夫等の例

- ・ 運動、スポーツの種類に関わらず、運動、スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から人と人とが接触しない程度の距離を確保する
- ・ 走る、歩く運動・スポーツにおいて、前の人の呼気の影響を避けるため、前後一直線で並ぶ
- ・ 運動・スポーツ中に唾や痰を吐くことは極力行わない
- ・ タオルの共用はしない
- ・ 施設利用のミーティング等においても3つの密を避ける
- ・ 観客においても、観客同士が密な状態にならないようにすることや、大声での声援を送らないようにすること等に留意する
- ・ 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外に捨てない

※3.9.10 上記は一例であり、実際の運用では、流行状況等に応じた対応を随時行いました。

- 学校園では、子どもたちの日々の生活の場であるといった特性を踏まえて、別途、「学校園における新型コロナウイルス感染症対策ポイントマニュアル」を策定して対応に取り組みました。また、保育所等においても、それぞれの状況に応じた対応を行いました(関連:第11節)。

2 今後の新たな感染症の流行への備え

【事業等の停止】【感染症に関する情報の発信】

- 今後の新たな感染症の流行においても、感染状況等に応じて、市内公共施設の閉鎖やイベントの延期・中止等の対応が必要になることが想定されます。こうした対応においては、市民の方への迅速かつ分かりやすい情報発信に取り組むことが重要です。

【対策に関する方針等の作成・運用】

- 今後の新たな感染症への対応においては、「芦屋市新型コロナウイルス感染症対策公共施設ガイドライン」等の内容を参考に、当該感染症の特性等に応じて、ガイドラインやマニュアルの作成・運用を行うことが考えられます。このことから、当該ガイドライン等やその運用、運用によって生じた影響・対応の継承に取り組み、今後の備えとします。